

工作機械

Machine Tools & Manufacturing Technology



特集
EUデジタルパッケージの概要

2026 1
NO.281



一般社団法人 日本工作機械工業会
JAPAN MACHINE TOOL BUILDERS' ASSOCIATION

一般社団法人 日本工作機械工業会

一般社団法人 日本工作機械工業会会員会社一覧

2026.1.1現在 113社(50音順)

あ	アイダエンジニアリング株式会社 株式会社アマダ	し	ジェービーエムエンジニアリング株式会社 株式会社シギヤ精機製作所 株式会社静岡鐵工所	の	株式会社野村製作所 野村DS株式会社
い	イグス株式会社 株式会社池貝	す	シチズンマシナリー株式会社 SYNOVA JAPAN株式会社 芝浦機械株式会社	は	HAWEジャパン株式会社 ハイマージャパン株式会社 株式会社白山機工
え	株式会社イワシタ 株式会社エグロ エヌ・エス・エス株式会社 株式会社エレニックス エンシュウ株式会社	す	株式会社シマダマシンツール 新日本工機株式会社	ひ	浜井産業株式会社 ヒノデホールディングス株式会社
お	株式会社オーエム製作所 株式会社大垣鉄工所 オーム株式会社 大鳥機工株式会社 株式会社大宮マシナリー 株式会社岡本工作機械製作所 小川鉄工株式会社	せ	スター精密株式会社 住友重機械工業株式会社 住友精密工業株式会社	ふ	ファナック株式会社 株式会社FUJI
か	株式会社カシフジ 株式会社唐津プレシジョン 株式会社神崎高級工機製作所	そ	西部電機株式会社 清和ジーテック株式会社 株式会社ゼネテック	せ	株式会社不二越 フジ産業株式会社
き	キタムラ機械株式会社 共和産業株式会社 株式会社キリウ 株式会社紀和マシナリー	そ	株式会社そうぎょう 株式会社ソディック 株式会社ソフィックス	と	富士電子工業株式会社 株式会社ブライオリティ
く	グルンドフォスポンプ株式会社 株式会社クロイツ 黒田精工株式会社	た	大昭和精機株式会社 大日金属工業株式会社 高松機械工業株式会社	た	ブライザーアルティメット ブルーム - ノボテスト株式会社
こ	小池酸素工業株式会社 コマツ/NTC株式会社 株式会社コンドウ	つ	株式会社TAKISAWA 株式会社武田機械	へ	株式会社平安コーポレーション ベッコフォートメーション株式会社
さ	株式会社サイダ・UMS 株式会社桜井製作所 株式会社サワリエンジニアリング	つ	株式会社ツガミ 津根精機株式会社	ほ	豊和工業株式会社
し	株式会社C&Gシステムズ 株式会社シーイーシー シーメンス株式会社 株式会社ジェイテクト 株式会社ジェイテクトグラインディングツール 株式会社ジェイテクトハイテック 株式会社ジェイテクトマシンシステム	て	株式会社DMG森精機株式会社 株式会社テクトレージ テラル株式会社	ま	ホーコス株式会社 マークス株式会社
		と	株式会社東京精機工作所 東洋精機工業株式会社 トヨーエイテック株式会社	ま	マーポス株式会社
		な	株式会社中村留精密工業株式会社	む	牧野フライス製作所
		に	株式会社ニイガタマシンテクノ	む	株式会社松浦機械製作所
		り	株式会社西田機械工作所 株式会社日進機械製作所	や	豊和工業株式会社
		れ	ニデックオーケー株式会社	や	ホーコス株式会社
		ろ	ニデックマシンツール株式会社	わ	ヤマザキマザック株式会社
			日本スピードショア株式会社	わ	碌々スマートテクノロジー株式会社
			日本精機株式会社	わ	株式会社和井田製作所
			日本電子株式会社		

(本社・事業所の住所、電話番号、URLについては巻末の「会員名簿」を参照下さい。)

工作機械

2026年1月 No.281

目次

年頭所感

- 一般社団法人 日本工作機械工業会会長 坂元 繁友 2
経済産業省製造産業局 産業機械課課長 須賀 千鶴 4

特集 EUデジタルパッケージの概要

- (日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義) 6

日工会行事

- 工作機械トップセミナー 21

モノづくりX-こんな話あります-

- 「材料開発と解析技術による性能の見える化が拓く、動剛性設計の新領域」
(ヒノデホールディングス株式会社) 24

販社鏡 ~販売青春時代~

- 「工作機械が好きになって」
(日本工作機械販売協会・理事 津田 正博) 28

私の趣味・特技

- 「アマチュア無線と私の人生」(日本電子株式会社 真部 弘宣) 32

2026年工作機械関係展示会

- 35

会員紹介「株式会社そうぎょう」

- 40

特許のお知らせ

- 43

税務あれこれ

- 「令和8年度税制改正大綱」(朝日税理士法人) 48

海外情報

- 50

理事会・委員会報告

- 61

行事予定表

- 67

掲示板

- 68

金属工作機械統計資料

- 69

会員名簿

- 76

編集後記

- 78

年頭所感

一般社団法人 日本工作機械工業会
会長 坂元繁友



皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中、会員各位、関係者の皆様方には日工会活動に多大なご支援とご協力を頂き、委員会を始め日工会の諸活動を順調に展開することができました。改めまして、皆様に心より厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアとウクライナの戦闘をはじめ世界各地には依然として地政学的リスクが顕在化しておりました。また、通商面では、いわゆるトランプ関税や通商拡大法232条など、米国は矢継ぎ早に通商政策を打ち出し、各国がその対応に追われるなど、世界情勢は混沌とした中で、不透明・不確実な状況が続いた1年でした。

そのような局面にあって、社会においてはDX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の活用が進展しております。製造業ではこれらに関連する設備投資が進められた結果、2025年の工作機械受注額は、1兆6,039億円（速報値）となり、年初見通しに沿った高水準を確保致しました。

次に、2026年を展望致しますと、年明け早々、米国がベネズエラを軍事攻撃し、マドゥーロ大統領を拘束するなど、本年も世界情勢は不安定・不確実な状況の継続が想定され、各国による通商上の措置や外交上の対立等が設備投資に及ぼす影響が懸念されます。しかしながら、自動化・効率化・環境対応といった工作機械需要を牽引している背景は本年も継続するものと思われます。加えて、第7次エネルギー基本計画で指摘された、長年活用されている工作機械を始めとする生産設備の省エネ性能の相対的劣化に対する官民一体となった取り組み、総合経済対策で示された17の戦略分野の危機管理投資・成長投資、これらの施策は稻葉前会長から引き継いだビンテージ問題の解決に繋がるもので、国内老朽設備の更新に寄与していくと見込まれます。以上の状況を総合的に判断し、私としては、2026年の工作機械受注額は、総額で1兆7,000億円になるものと見通しました。

本年の当会の事業につきましては、デジタル、グリーン、レジリエンスを柱に、

「工作機械産業ビジョン2030」で示された内容について、委員会活動を中心として、その取り組みを前進させて参ります。

その一環として、日本の製造業の国際競争力を強化していく観点から、老朽機の更新を促し生産性を向上させる税制や補助金の創設・拡充を強く働きかけて参ります。デジタルツールを活用した生産加工における情報伝達の規格化やEPA利用促進、アジアの新興市場や米国における工作機械需要産業の動向、カーボンニュートラル実現に向けた省エネ活動、これらの調査研究事業を推進して、会員各社に共通する共有領域の深化・拡大を進めて参ります。

また、工作機械ビジネスは、技術、輸出管理・経済安全保障など、あらゆる面で高度化・複雑化しております。情勢の変化に対応していくため、最新情報の入手・分析を進め適宜適切に対処して参ります。工作機械業界の技術者、輸出担当者、サービス員等の人材育成や、学生や社会一般に対する工作機械産業の周知活動も進めて参ります。

そして、本年は我が国工作機械業界の最大のイベントであるJIMTOF2026を10月26日から31日まで6日間開催致します。JIMTOFでは、「果てなき高度へ 羽ばたく技術」をコンセプトに、製造業のポテンシャルを最大限に引き出す最先端の工作機械技術・製品を世界に向けて発信致します。今回は東京ビッグサイト東展示棟の4～6ホールが大規模改修工事となります。来場者の密集・混雑の回避を考慮した会場運営に努めて参ります。JIMTOFでは、国内外の技術者が集う「国際工作機械技術者会議」を開催するほか、製造業全体の未来を担う学生を対象に、全国から招待して「工作機械トップセミナー」を開催致します。また、多彩な講演会や最新技術トレンドを体感できる企画や学生向けの企画など、盛沢山の併催行事を用意すべく、鋭意準備を進めて参ります。

関係各位には、当工業会の事業に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、昭和100年にあたる昨年、我が国初の女性首相が誕生致しました。与党税制改正大綱では、国内投資を喚起して成長を後押しすべく、設備投資の規模や収益性の条件を満たせば投資額の7%を法人税から控除するか、即時償却できる投資促進税制が打ち出されました。誠に心強い限りです。政府関係ご当局におかれましては、国内の設備投資を喚起して老朽設備の更新を促進させるため、引き続き政策面でのご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

本年が皆様にとって大きな飛躍の年となることをご祈念申し上げまして、私の年頭の挨拶と致します。

年頭所感

経済産業省製造産業局 産業機械課
課長 須賀千鶴



令和8年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年は、岩手県大船渡市で発生した林野火災や度重なる豪雨・台風、青森県東方沖を震源とする地震をはじめとして、多くの自然災害が発生した一年でした。被災されたすべての皆様にお見舞いを申し上げます。

世界では、米国の関税措置や、米中欧をはじめ各国による自国優先の大規模な産業政策の展開など、自由主義経済に代わる新たな国際秩序が生まれようとしています。国内に目を向けると、賃上げや国内投資が約30年ぶりの高水準となり、名目GDPも600兆円の大台を超えるなど、日本経済に明るい兆しが現れています。

他方で、我が国は人口減少や少子高齢化という構造的要因に直面しております。労働力人口の縮小は、生産能力の低下を通じて供給面に制約をもたらします。加えて、世界的な資源価格の変動など、外部要因も重なり、インフレ圧力が高まる懸念があります。

こうした状況の中では、官民の投資により、日本経済の供給力を高めることが、需要と供給のバランスや物価の安定に繋がっていきます。米国の関税措置などの国際秩序の変化に対応しつつ、現下のマクロ経済環境認識を踏まえて、高市内閣が目指す「強い経済」を実現していくために、供給力の強化や輸出拡大も含めた経済産業政策、成長戦略の重要性がますます高まっています。

物価高を乗り越えて「強い経済」を実現するためには、物価上昇を上回る賃上げを実現しなければなりません。中小企業・小規模事業者が、最低賃金の引上げへの対応を含む賃上げの原資を確保できるよう、従来から、価格転嫁対策・取引適正化やデジタル化・省力化による生産性向上、事業承継・M&A等による事業再編を支援してまいりました。今般成立した令和7年度補正予算も活用し、こうした取組をさらに力強く支援していくことにより、労働供給制約社会において、「稼ぐ力」を高め「強い中小企業・小規模事業者」を目指して経営を行っている中小企業・小規模事業者を全力で応援してまいります。

価格転嫁対策については、中小企業等が事業の正当な対価を得て投資や賃上げの原資を確保するために、官公需も含めた取引適正化を徹底します。特に、1月1日に施行された中小受託取引適正化法（取適法）に基づき、新たに規制対象とされた、協議に応じない一方的な代金決定の禁止等を徹底するとともに、受託中小企業振興法（振興法）に基づき、サプライチェーンにおける多段階の事業者が連携する取組を支援してまいります。

「危機管理投資・成長投資」による強い経済を実現するため、AI・半導体や量子、バイオ、航空・宇宙、エネルギー・GXなど戦略分野を中心に、大胆な設備投資や研究開発の促進など、総合的な支援措置策を早急に検討し、官民の積極的な投資を引き出します。

ロボットとAIを組み合わせた「AIロボティクス」の普及により、ロボットの活用範囲が拡大し、日本が強みを持つ製造業や、高齢化・災害など日本が抱える社会課題の解決に活用されることが期待されています。政府としてもAIロボティクスの戦略を策定し、供給体制の強化と需要創出を戦略的に進めてまいります。

また、製造業のDXの実現に向けて、製造現場のデータ整備と製造プラットフォームの開発支援を担う「製造DX拠点」を構築する構想についても、検討を進めてまいります。

米国の関税措置については、昨年の日米間の合意等も踏まえ、引き続き、産業に与える影響の把握と緩和に取り組みます。

経済安全保障の観点では、レアアースや半導体等の重要な物資について、特定の国に過度に依存することのない強靭なサプライチェーンを構築することが重要です。官民が一体となった国内生産力の強化や供給源の多角化、国家備蓄の強化等を強力に進めます。

大阪・関西万博は2,900万人を超える来場者をお迎えし、成功裏に閉幕することができました。また、様々なビジネス交流も生まれ、「未来社会の実験場」というコンセプトどおり、モビリティ、GX、デジタルをはじめ、多様な分野で最先端の技術実証が展開されました。産業界の皆様におかれましては、多大なる御支援を賜り、深く感謝申し上げます。一連の成果を整理し、「レガシー」としてどのように継承していくか、検討を進めてまいります。

最後に、本年が皆様にとって実りの多い一年となりますよう祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

特 集

EUデジタルパッケージの概要

日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義

1. はじめに

欧州委員会は2025年11月19日、デジタル・AI関連規制を簡素化するオムニバス法案パッケージ（デジタルパッケージ）を発表した。デジタルパッケージは、EUが多くの分野で進めるオムニバス簡素化の第7弾（オムニバスVII）となる¹。欧州委員会は、一連のオムニバスにより、EU域内でのビジネスをよりシンプルで、低コスト、そして効率的なものにすることで、EU経済の競争力と繁栄を高めるため、EU規制の簡素化に向けた取り組みを進めている。欧州委員会は、前例のない規模で簡素化の取り組みを実現させ、2029年末までに行政負担を少なくとも25%、中小企業については少なくとも35%削減するという明確な目標を掲げている。

デジタルパッケージは、EU企業のイノベーション、事業拡大、そして行政コスト

の削減を支援することを目的としている。パッケージの主な要素は、個人データ及び非個人データとサイバーセキュリティに関するルールの改正案（デジタルオムニバス）、ならびにAI法の特定の要素を提案するAIデジタルオムニバス、データユニオン戦略に関するコミュニケーション、欧州ビジネスウォレットに関する規則案がある²。デジタルイノベーションを通じた生産性向上、規制コンプライアンスの障壁への対処、欧州全域での高品質データへのアクセス向上、そしてEU全体の事業オペレーションを簡素化するための欧州ビジネスウォレットの提供といった「ドラギレポート」³の提言を反映している。

本稿では、特に多くの法令の改正があり複雑となっているデジタルオムニバスを中心に、デジタルパッケージの概要を整理する。

¹ 欧州委員会はデジタルパッケージの発表後にも、12月に入り、環境法（オムニバスVIII）、食品・飼料（オムニバスX）、自動車（オムニバスIX）の各分野の規制簡素化パッケージを発表している。
https://commission.europa.eu/law/law-making-process/better-regulation/simplification-and-implementation/simplification_en

² これらのほか、パッケージの一環として、欧州委員会はデータへのアクセスと利用に関するモデル契約条件とクラウドコンピューティング契約に関する標準契約条項を同時に発表したほか、デジタルオムニバスに続くデジタルルールの簡素化の第2段階として、「デジタル・フィットネス・チェック」に関するパブリックコメントの実施も開始した。
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/15554-Digital-fitness-check-testing-the-cumulative-impact-of-the-EUs-digital-rules_en

³ フォン・デア・ライエン欧州委員長の要請を受け作成されたEUの競争力強化に向けた提言。Mario Draghi “The future of European competitiveness (The Draghi Report)” (2024年9月9日)
https://commission.europa.eu/topics/eu-competitiveness/draghi-report_en

2. デジタルオムニバス [1]

2-1. デジタルオムニバス法案の目的

デジタルオムニバスの狙いは、データ法の複雑化・重複への対応、データユニオン戦略に沿った規制の簡素化・一体化、イノベーション促進と権利保護の再調整が挙げられる。データに関する法的枠組みの改正は、データの自由流通に関する規則、データガバナンス法、及びオープンデータ指令

の規定を合理化してデータ法に統合するものである。これに伴い、4つの規則・指令が廃止される。

4つの法令廃止の背景は以下のとおりである。

・データガバナンス法とオープンデータ指令は、いずれも公共部門が保有するデータの再利用促進を目的としているが、並立することで制度構造が複雑化していた。そこで、

表1 デジタルオムニバスで改正・廃止されるEU法
出所：デジタルオムニバスを基に作成

改正される法令	
データ法	Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act)
一般データ保護規則(GDPR)	Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)
EU機関のためのGDPR規則(EUDPR)	Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by the Union institutions, bodies, offices and agencies and on the free movement of such data, and repealing Regulation (EC) No 45/2001 and Decision No 1247/2002/EC
デジタルゲートウェイ規則	Regulation (EU) 2018/1724 of the European Parliament and of the Council of 2 October 2018 establishing a single digital gateway to provide access to information, to procedures and to assistance and problem-solving services and amending Regulation (EU) No 1024/2012
eプライバシー指令	Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)
NIS2指令	Directive (EU) 2022/2555 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on measures for a high common level of cybersecurity across the Union, amending Regulation (EU) No 910/2014 and Directive (EU) 2018/1972, and repealing Directive (EU) 2016/1148 (NIS 2 Directive)
重要事業体レジリエンス指令(CER)	Directive (EU) 2022/2557 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on the resilience of critical entities and repealing Council Directive 2008/114/EC

廃止される法令	
データガバナンス法(DGA) 信頼できるデータ流通の促進と「欧洲データ空間」の構築を目指し、データ経済の活性化と市民・企業のデータ利用の自由度向上を図るために、公共データの再利用、データ仲介サービス、データ利他主義に関するルールを定めている	Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act)
オープンデータ指令 オープンデータと公共部門情報の再利用に関する指令	Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on open data and the re-use of public sector information (recast)
非個人データの自由流通規則(FFDR) EU域内における非個人データの自由なフローの枠組みを定める規則	Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a framework for the Free Flow of non-personal Data in the European Union
オンライン仲介サービス事業者の公正かつ透明な利用促進に関する規則(P2B規則) プラットフォーム提供事業者(AmazonやGoogleなどオンライン仲介サービスや検索エンジン)とそのサービスを利用するユーザー企業との取引関係(P2B:Platform-to-Business relations)を規制。ビジネスユーザーに対し公平で透明性の高い取引条件を適用	Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services

公的機関及び再利用者双方の視点から規律を簡素化するため、両法令を廃止し、内容を調整・整合させた上で、単一の枠組みとしてデータ法の一章に統合することが提案されている。これにより、EU全体でのルールの調和が進み、各国法の解釈・実施に伴う行政負担が軽減されるとともに、企業が域内横断的なサービスや製品を展開しやすくなることが期待されている。

・非個人データの自由流通規則(FFDR)は、EU域内におけるデータローカリゼーション(国内保存)要件の禁止を通じて、データ駆動型経済を支える基本原則を確立した。この中核原則自体は、引き続きデータ法に引き継がれる。一方で、FFDRのその他の規定は、その後に採択された新しい規則によって実質的に代替されている。とりわけ、データ法第VI章は、データ処理サー

ビス間の切り替えに関する横断的な法的枠組みを導入し、併存により企業にとって法体系が複雑化していたため、FFDRは廃止されることとされた。

・P2B規則は、EU単一市場におけるオンライン事業環境の公正性、予測可能性、持続可能性及び信頼性を確保するための一連の義務規則を定めていた。しかし、同規則の目的や主要条項は、近年施行されたデジタルサービス法(規則(EU) 2022/2065)⁴やデジタル市場法(規則(EU) 2022/1925)⁵によってほぼ網羅されており、オンライン仲介サービスやプラットフォームに関する法制の簡素化の観点から、P2B規則は廃止されることとなった。例外的に、他のEU法で参照されているP2B規則の一部の条項⁶については、参考元法令の改正が行われるまで一時的に適用が維持される。

⁴ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>

⁵ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj>

⁶ 第2条の一部(用語定義)、第4条(オンライン仲介サービスの提供の制限・停止・終了に関する手続き)、第11条(内部苦情管理制度)、第15条(執行)。

2-2. デジタルオムニバス法案の概要

主な改正の内容は下記のとおりである。デジタルオムニバス規則の中核的な条項はEU官報掲載後3日目に発効する。インシデント報告に関する条項(第6~9条)の大半は規則発効から18カ月後に発効する。

(1) データ法の調整とその他のデータ関連

法のデータ法への統合(第1条)

・データ法において、IoTデータの共有に伴う営業秘密の第三国流出リスクの防止を念頭に、営業秘密保有者であるデータ保有者がユーザー(第4条(8))もしくはサードパーティ(同第5条(11))に対する企業秘密の開示を拒否できるケースを追加する。営業秘密の開示により重大な経済的損害を被る可能性が高い場合に加えて、高リスクの第三国(EU域内よりも保護が弱い法域の適用を受ける国)やその支配下にある事業体への不正取得、使用、開示を拒否可能とする規定を明記した。

・データ法第V章(公的機関、欧州委員会、欧州中央銀行及び労働組合への例外的なニーズに基づくデータ提供)の適用範囲を「例外的なニーズ」から「公共の緊急事態」のみに狭めている。公共の緊急事態に対応するため、もしくは公共の緊急事態からの回復を緩和または支援するために必要な場合のみにデータを要請できる。これは、データ

タ法第14条(例外的な必要に基づくデータの提供義務)と第15条(データを利用する例外的なニーズ)は削除され、新たに第15a条(公共の緊急事態に基づいてデータを提供するデータ保有者の義務)として設けられた。

・データ法では、オープンで競争力のあるクラウド市場の構築に向け、ベンダーロックインの解消を目指して、2027年1月12日以降、データエグレス料金⁷を含むプロバイダー切り替えにかかる料金を撤廃する(第29条)などプロバイダーを切り替えやすくする義務(データ法第VI章)を規定しているが、第VI章に例外が規定される。第31条(特定のデータ処理サービス⁸に対する特定の制度)に新たな項目を挿入し、2025年9月12日以前に締結された契約に基づきカスタムメイドの(顧客のニーズに合わせてサービスの特徴・機能の大部分が調整されている)データ処理サービスが提供される場合と、データ処理サービスのプロバイダーが中小企業(SME)または小規模中堅企業(SMC)⁹である場合、第VI章の義務の大半は適用されない。また、SMEまたはSMCのプロバイダーは、固定期間契約に早期解約違約金を含められることが明確化された。

・オムニバス法案の発効に伴い廃止される

⁷ クラウドストレージからデータを取り出す際にかかる料金で、他のクラウドサービスに乗り換えるためにデータを移動する場合にも課金される。

⁸ 「データ処理サービス」とは、クラウドやエッジサービスを念頭に置いた概念であり、利用者が場所や端末を問わず(ユビキタスに)、オンデマンドで、コンピューティング資源(ネットワーク、サーバーまたはその他の仮想または物理的インフラ、ソフトウェア開発ツールを含むソフトウェア、ストレージ、アプリケーション及びサービス)を利用してできるデジタルサービスを指す。

データガバナンス法に含まれている、データ仲介サービス¹⁰のプロバイダーの通知義務（第III章）とデータ利他主義組織の任意登録制度（第IV章）のルールを改定した上で、データ法の第VIIa章（データ仲介サービスに適用される要件とデータ利他主義）として新設、統合する¹¹。データ仲介サービスが新興市場であることを鑑みて、データガバナンス法の義務を市場成長のために緩和し、データ仲介サービスプロバイダーの義務は、任意の制度に変更される。さらに、データ仲介サービスの法的分離（プロバイダーが提供する他のサービスから法的に分離する義務）は、追加条件を定めた上でサービスを機能的に分離する義務に置き換えられる。義務事項リストは大幅に縮小される。データ利他主義に関しては、データ利他主義組織に対する報告義務と透明性義務が廃止される。

・廃止予定の非個人データの自由流通規則に含まれている、EU域内における非個人データ

⁹ SMC (Small Mid-Cap enterprise) は、2025年5月に大規模企業と中小企業 (SME : Micro, Small and Medium-sized enterprises) の間に導入された新たな企業規模区分。SMEと同様の要件緩和や支援の一部を享受できるようになる。従業員数が250人以上750人未満で、かつ、年間売上高が5,000万ユーロ超1億5,000万ユーロ以下または年間貸借対照表合計が4,300万ユーロ超1億2,900万ユーロ以下の企業を指す。資本金または議決権の25%以上が、1つ以上の公的機関によって直接的または間接的に、共同または個別に支配されている場合、中小規模企業とはみなされない。

Commission Recommendation (EU) 2025/1099 of 21 May 2025 on the definition of small mid-cap enterprises <http://data.europa.eu/eli/reco/2025/1099/oj>
Commission Recommendation of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (notified under document number C (2003) 1422 (2003/361/EC)) <http://data.europa.eu/eli/reco/2003/361/oj>

¹⁰ 「データ仲介サービス」とは、データ主体またはデータ保有者とデータ利用者の間でデータ共有を目的として商業関係を確立するサービスを指す（データガバナンス法第2条（8））。データマーケットプレイスを含むB2Bデータ仲介など。

¹¹ データ利他主義（data altruism）とは、公益に資するため個人や企業が自発的に無償でデータを提供することを同意や許可することを指す。データガバナンス法では、データ利他主義に基づいてデータ提供を行う事業体は‘data altruism organisations recognised in the Union’として登録しロゴの使用などが認められる一方で、一定の透明性要件や市民の権利・利益保護を提供することなどが求められる。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-governance-act-explained>

タのローカリゼーション（国内保存）要件の原則禁止に関する規定は、データ法に新たに第VIIb章として組み込まれる。ローカリゼーション要件を導入または変更する場合の欧州委員会への通知義務は維持されるが、加盟国が適用されるデータローカリゼーション要件を公表する国内オンライン单一情報窓口は廃止される。

・データガバナンス法及びオープンデータ指令第II章に定められている、公的機関が保有するデータ及び文書の再利用に関する規定を統合し、データ法の新たな第VIIc章として導入する。

オープンガバメント・データ及び特定カテゴリの保護されたデータの再利用に関する規定

・当該データの再利用に適用される条件の非差別の原則と排他的取り決めの禁止。これは、特定の事業者が不当に優遇されることを防ぎ、あらゆる利用者が等しい条件でデータにアクセスできる公平な競争環境を

担保するものである。

・当該データの再利用に対する課金に関する一般原則。新ルールとして、公的機関は、オープンガバメント・データの再利用に対する非差別的で広く利用可能な越境決済サービスを通じてオンラインで課金できるようにする必要がある。適正な価格設定を維持するとともに、国外からの利用者であっても円滑に手続きができる決済環境を整備することで、データの広域的な活用を促進することが求められている。

・保護データの再利用者が、自身に影響を与える決定または慣行に関する利用できる救済手段について通知を受ける権利。データの提供拒否といった不利益な決定がなされた際に、利用者が適切に異議を申し立てられるよう、具体的な不服申し立ての手続きや窓口をあらかじめ明示することを義務付けている。

オープンガバメント・データの再利用に関する規定（従来はオープンデータ指令に規定）

・データの再利用に関する一般原則、再利用の要請の処理に関するルール、再利用に利用可能なフォーマットに関するルール。

・データの再利用にかかる料金に関するルール及び再利用の標準ライセンスに関するルール。新ルールとして、公的機関は大企業によるデータ再利用に対して、客観的な基準に基づいてより高い料金を請求したり、ライセンスで特別な条件を定めることができる。これは、スタートアップを含む中小企業やSMCと、検索エンジンやアプリストア、メッセージジャーサービスなど中核プラットフォームサービスを提供し、デジタル市場法¹²でゲートキーパーに指定される巨大企業との不均衡を是正し、競争とイノベーションを強化するのが狙い。

・再利用可能なデータまたは文書の検索を容易にするための実務上の取り決め、研究データに関するルール、高価値データセットに関するルール。

保護対象データに関する規定（従来はデータガバナンス法第II章に規定）

従来データガバナンス法第II章に規定されていた、保護データの特定カテゴリの再利用に関する新たなセクションをデータ法に導入している。

・特定カテゴリの保護データの再利用に関

¹² Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act) <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj>

現在、下記の7社が、特定の中核プラットフォームに関してゲートキーパーとして指定されている。

・Alphabet Inc. : Google Play、Google Maps、Google Shopping、Google Search、YouTube、Android Mobile、Alphabetのオンライン広告サービス、Google Chrome
・Amazon.com Inc. : Marketplace、Amazon Advertising
・Apple Inc. : AppStore、iOS、Safari、iPadOS
・Booking : オンライン仲介サービス
・ByteDance Ltd. : TikTok
・Meta Platforms, Inc. : Facebook、Instagram、WhatsApp、Messenger、Meta Ads
・Microsoft Corporation : LinkedIn、Windows PC OS
https://digital-markets-act.ec.europa.eu/gatekeepers_en

する一般原則、公的機関がデータを再利用可能にすることを決定するための最低条件。

- ・特定カテゴリーの保護データの再利用条件に関するルールを簡素化・合理化して導入。個人データが匿名化されている場合に適用されるルールの明確化。非個人データの第三国移転に関する要件は維持されるが、新しい条項に分割される。
- ・保護データの課金に関するルール。新ルールとして、公的機関は、大企業によるデータ再利用に対して、客観的な基準に基づきより高い料金を課すことができる。
- ・中小企業による再利用を促進するための特別な配慮をSMCにも適用する。
- ・所管当局に関するルール。
- ・単一情報ポイントに関するルール。単一情報ポイントは、再利用ユーザーが特定カテゴリーの保護データの再利用に関する情報を容易に見つけられるように設計されている。
- ・保護データの特定カテゴリーの再利用を要求する手順に関するルール。
- ・欧州データイノベーション委員会（EDIB）の設置を定めた欧州委員会決定（C(2023)1074 final）を修正し、データ法に統合する。EDIBは、データ法の一貫した施行に関する助言し、データ経済政策分野における政策立案のための調整フォーラムとして機能するグループ。EDIBのメンバーを所管当局に加えて加盟各国の政策立案担当者に拡大できるようにする。

(2) 個人データ規制の合理化(第3条～第5条)

GDPRの定義の明確化や義務の軽減（第3条）、EU機関のためのGDPR規則の文言をGDPRの改正に合わせるための改正（第4条）、eプライバシー指令との規制重複の整理などの改正をデータ法に盛り込んでいる。

- ・GDPR第4条の「個人データ」の定義を修正し、当該情報が関連する個人を識別するために合理的に利用可能な手段を有しなければ、当該情報は特定の事業体にとって個人データとはみなされない（GDPRのスコープ外となる）ことを明確にした。これにより、データセットを受領する第三者が個人を再識別できないことを条件として、データセットの共有と利用が可能になる。データセットを仮名化¹³したデータ管理者は、引き続きGDPRに基づくすべての義務を負う。
- ・処理が原則禁止されている特別なカテゴリーのデータ（人種や宗教的信条、健康データ等）の処理について、追加的な例外規定を2つ設ける。(i) データ主体の特定が必要であり、かつ、そのためのデータ及び手段が当該データ主体の単独の管理下にある場合、生体認証データの処理に関する一般的な禁止の例外を認める。(ii) AIシステムまたはAIモデルの開発・運用の過程で（意図せず）生じた特別なカテゴリーの個人データの残余的処理についても、当該データの収集の回避と削除のための措置を

含む一定条件の下で、例外を規定する。

- ・データ主体が個人データの保護以外の目的でアクセス権を濫用した場合の状況（GDPR第12条）を明確にする。管理者は要求への対応を拒否するか、合理的な手数料を請求することができる。さらに、アクセス要求が過度であることを立証するための条件も明確化する。
- ・データ主体に個人データの処理について通知する管理者の義務（GDPR第13条）について、データ主体がすでに情報を所有していると想定する合理的な根拠がある場合、以下のケースを除き、義務を削除する。(i) データを他の受信者または受信者のカテゴリーに送信する場合、(ii) データを第三国に転送する場合、(iii) 自動化された意思決定を実行する場合、(iv) 処理がデータ主体の権利に高いリスクをもたらす可能性がある場合。
- ・データ主体とデータ管理者間の契約の締結または履行において、自動化された個別意思決定（例えば個人の信用スコアや保険契約審査、採用など個人に重大な影響を及ぼす完全自動化意思決定）の要件（GDPR第22条）を明確にする。データ主体は完全自動意思決定の対象にされない権利を持つが、自動意思決定が契約の締結・履行に必要である場合は例外とするという要件について、意思決定が完全自動化以外の方法で行うことができるかどうかに関わらず適用されることを明確にする。
- ・データ管理者が所管監督当局にデータ侵害を通知する義務（GDPR第33条）について、データ主体への侵害の通知義務と整合させ、データ侵害がデータ主体の権利に高いリスクをもたらす可能性が高い場合にのみ通知を義務とする。また、通知期限を96時間に延長する。欧州データ保護会議（EDPB）¹⁴は、データ侵害通知用の共通テンプレート案を作成して欧州委員会に提出し、欧州委員会は必要に応じてこれを実施法として採択する権限を有する。
- ・個人の権利・自由にとって高リスクとなる可能性が高いデータ処理について、データ保護影響評価（GDPR第35条）を必要とする処理業務と必要としない処理業務のリストをEUレベルで統一する。EDPBがリストを作成する。EDPBはデータ保護影響評価の実施のための共通テンプレート・手法に関する案を作成する義務を負い、欧州委員会は必要に応じて、これらを実施法として採択する権限を有する。
- ・欧州委員会がEDPBと共同で、仮名化によって生成されたデータが個人データに該当しないかどうかの管理者の評価を支援することを規定しており、評価の手段と基準を明示する。
- ・現在eプライバシー指令の一部となっている、端末機器（「接続デバイス」）上の、または端末機器からの個人データの処理に関する法制度を改定する。GDPRに新たに第88a条（個人の端末機器における個人デー

¹³ 仮名化は匿名化とは異なり、仮名と対応する情報の紐付けが残され、追加情報と照合しない限り個人に紐付けられない。

¹⁴ https://www.edpb.europa.eu/about-edpb/who-we-are/european-data-protection-board_en

タの保存またはアクセスに関する同意要件)を追加し、Cookieバナーに「ワンクリック」ボタンを含めてユーザーが一回ですべてのCookieを拒否できるようにする。ウェブサイトは少なくとも6ヶ月間、ユーザーの選択を尊重する必要がある。また、ウェブサイト訪問数のカウントなど、リスクのない目的にのみ使用されるCookieでは、同意を求めるポップアップを表示しないようする(同意不要)。これらの要件は本規則発効6ヶ月後から適用される。

・また、新たな第88b条では、規格が利用可能になった時点で¹⁵、データ管理者にユーザーが端末やブラウザレベルで個々の選択を自動化・機械可読化できるようにすることを求め、ウェブサイトプロバイダーがこれを尊重することを規定している。例えば「ブラウザ設定で全般的に拒否する」「特定の条件でのみ同意する」といった選択を一度設定すれば、対応する各サイトに自動的に適用され、ユーザーは毎回バナーをクリックする必要がなくなる。

(3) セキュリティインシデント報告の窓口一元化(第6条～第9条)

データ法に欧州サイバーセキュリティ庁

(ENISA)に対する特定の要件を盛り込むことにより、インシデント報告のための「单一エントリーポイント」を確立する。これにより、単一のインターフェースを介して通知を送信できるようになり、単一の情報で、類似の情報や重複する情報の通知を求めている複数のEU法に基づく報告義務を同時に履行できるようになる。これにより、組織の事務負担を軽減すると同時に、インシデント情報が各法令の報告受信者に効果的かつ安全に伝達されることを保証する。デジタルオムニバスは、NIS 2指令のほか、GDPR、金融セクターのデジタル運用レジリエンス法(DORA)¹⁶、電子識別(eID)とトラストサービスについて定めたeIDAS規則¹⁷、及び重要事業体レジリエンス指令(CER)の一連のインシデント報告義務についても、単一エントリーポイントの使用を義務付けることを提案している。第2段階として、国境を越えた電力フローのサイバーセキュリティに関するネットワークコード(NCCS)の枠組みや航空セクターに規定されているものなどセクター固有の報告義務も、単一エントリーポイントの対象となる。

サイバーレジリエンス法¹⁸では、2026年9

月から、デジタル製品の製造業者に、製品に悪用されている脆弱性が含まれていることや製品のセキュリティに影響を与える深刻なインシデントについて加盟国当局とENISAに通知する義務がある。ENISAがその通知のための単一報告プラットフォーム(CRA SRP)を構築中¹⁹であることから、単一エントリーポイントもその経験を活かしENISAが開発を担う。単一エントリーポイントの導入により、既存の報告義務や、報告の受領者として指定される当局に変更が生じることはないが、組織に求められるワークフローとリソースは大幅に最適化されることになる。ENISAと欧州委員会は、それぞれの法令で規定されている場合を除き、報告された情報にアクセスすることはできない。

3. AIデジタルオムニバス [2]

3-1. AI法改正の背景

2024年8月1日に施行されたAI法^[3]は、条項ごとに段階的な適用日が設定されている。AIリテラシー(第4条)、禁止されるAI手法(第5条)、汎用AIモデルに関する規則(第51条～第55条)など、一部の規定はすでに適用が開始されている。一方で、(現行のAI法上、)2026年8月2日からは、教育や雇用などの特定の分野で使用されるハイリスクAIシステムのプロバイダーに技術的ソリューションを提供すべき標準規格の策定と、加盟国レベルのガバナンスと適合性評価フレームワークの確立が遅れており、コンプライアンスの負担が予想以上に重くなっているという。後述する適用時期の延期等の措置は、こうした実務上の障壁に対処することを目的としている。

3-2. AI法改正規則案の概要

欧州委員会は、「AI大陸アクションプラン」及び「AI活用戦略」(後述「4-1. AIデー

¹⁵ データ主体の選択を自動的かつ機械可読にエンコードし、その選択をブラウザーからウェブサイトへ、またモバイルアプリからウェブサービスへ伝達するための一連の標準を標準化団体に要請する権限を欧州委員会に与えている。

¹⁶ Regulation (EU) 2022/2554 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on digital operational resilience for the financial sector and amending Regulations (EC) No 1060/2009, (EU) No 648/2012, (EU) No 600/2014, (EU) No 909/2014 and (EU) 2016/1011
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2554/oj>

¹⁷ Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC
<http://data.europa.eu/eli/reg/2014/910/2024-10-18>

¹⁸ Regulation (EU) 2024/2847 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on horizontal cybersecurity requirements for products with digital elements and amending Regulations (EU) No 168/2013 and (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2020/1828 (Cyber Resilience Act)
<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/2847/oj>

¹⁹ <https://www.enisa.europa.eu/news/stepping-up-our-role-in-vulnerability-management-enisa-becomes-cve-root>

タのためのデータユニオン戦略」参照)で、AI法を明確かつ簡素で、イノベーションに配慮した形で実施することにコミットしており、AIデジタルオムニバスを、以下の点を盛り込むことで、AI法をこのアプローチに沿ったものにするとしている。

(1) 規則の適用時期の延期

- ・ハイリスクAIシステムに関する規則の適用時期と、標準規格などの支援ツールの利用可能性を関連付け、ハイリスクAIのルールの適用期限を2027年12月まで最大16カ月延期する。定義などの一般規定(第I章)と禁止されるAI手法(第II章)については2025年2月2日から適用されている。高リスクAIシステムに対する規制の大半は、2026年8月2日または2027年8月2日から適用開始される予定であった。

(2) 簡素化と小規模中堅企業(SMC)の負担軽減

- ・技術文書など、ハイリスクAIプロバイダーがAI法の義務を履行するための手続きの簡素化の対象を中小企業(SME)から小規模中堅企業(SMC)へと拡大する。また、各国当局が提供することができるガイダンスや自主的な支援ツールの提供対象、AI法非遵守に対する罰金の減額などでも中小企業に付与されている特権がSMCに拡大される。
- ・現行法ではすべてのAIシステムプロバイダーとデプロイナーに対し、自社スタッフのAIリテラシーを確保する包括的な義務

が課されている。今回の改正案では、この「漠然とした義務」を事業者に強いるのではなく、欧州委員会や加盟国が主体となってAIリテラシー育成の環境を整え、事業者を継続的に後押しすべく、既存の取り組み(AIオフィスのAIリテラシー実践リポジトリ²⁰など)を基盤として企業への継続的な支援を確保する。ただし、重大な影響を及ぼす「ハイリスクAI」のデプロイナーについては、スタッフへの研修義務を例外として維持する。

- ・統一された上市後モニタリング計画の規定を撤廃し、企業の柔軟性を高める。ハイリスク分野で使用されるAIシステムについて、ハイリスクとはみなされない業務について登録の負担を軽減する。

(3) コンプライアンス支援策の拡充

- ・AIシステムにおけるバイアスの検出、把握及び修正を確実にするために、適切な保護措置を講じることを条件として、プロバイダーとデプロイナーが「特別なカテゴリーの個人データ(人種、民族、政治的意見、宗教的信条、労働組合への加入、遺伝データ、生体データ、健康状態、性生活または性的指向に関するデータ)」を例外的に処理することを認める。
- ・AI規制サンドボックスと実世界テストの活用範囲を拡大し、より多くのイノベーターがこれらのツールの恩恵を受けられるようにする。これには、実世界テストを支援するために、2028年からEUレベルの規

制サンドボックスを設置することが含まれる。欧州委員会はAI規制サンドボックスの設置や実装のルールを定める実施規則の初案を12月2日に発表し、1月13日まで意見公募を行っている²¹。この結果を受け実施規則案が策定される。

(4) AIオフィスへの権限集約と監督体制の最適化

- ・汎用AIモデル上に構築されたAIシステムで、モデルとシステムが同一のプロバイダーによって提供されるものについて、監督及び執行に関するAIオフィスの権限を強化し一元化することで、これらのモデル及びシステムのデベロッパーにおけるガバナンスの断片化を軽減する。
- ・指定された大規模オンラインプラットフォームまたは大規模オンライン検索エンジンに組み込まれたAIシステムのコンプライアンスに関する監督及び執行は、AIオフィスの権限に含まれる。付則Iに記載されるEU整合法令の対象となる製品に関連するAIシステムは、AIオフィスの所管

外であることを明記する。

4. デジタルパッケージのその他の要素

4-1. AIデータのためのデータユニオン戦略(Data Union Strategy for AI) [4]

欧州委員会は、2つのオムニバス規則案と同時に、これを補完する「データユニオン戦略」も発表した。EU域内企業が高品質なデータにアクセスしてグローバル市場で競争し、イノベーションを推進できるよう、欧州全域でAI向けデータを活用するための措置を提案している。データユニオン戦略は、2025年4月に発表された「AI大陸アクションプラン」²²のもと、10月に発表された「AI活用戦略」²³と並走する戦略で、以下の3つのアクションを柱としている。

【柱I : AIとイノベーションのための質の高いデータへのアクセス拡大】

「データラボ」などの取り組みと、防衛分野を含む「欧州共通データ空間」²⁴の開発への重点的な取り組み、医療やエネルギー・システムなどリアルワールドデータが不足し

²¹ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/15952-AI-regulatory-sandboxes-rules-for-their-set-up-and-operation_en

²² (AI Continent Action Plan) EUをAIのグローバルリーダーとする目標を掲げ、AIとスーパー・コンピューティング・インフラの構築、大規模・高品質なデータへのアクセス拡大、戦略的セクターでのアルゴリズム開発とAI採用の促進、規制簡素化、AIスキルと人材の強化などのアクションで構成される。<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/ai-continent-action-plan>

²³ (Apply AI Strategy) 「AI大陸アクションプラン」で策定が計画されていたセクター別のAI戦略。AI活用戦略は戦略的セクター(△医療・製薬、△モビリティ・交通・自動車、△ロボット、△製造・エンジニアリング・建設、△気候・環境、△エネルギー、△農業・食品、△防衛・安全保障・宇宙、△電子通信、△文化・クリエイティブ・メディア)と公共部門の10セクターにおけるAI採用を加速する。<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/apply-ai> https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_2300

²⁴ (Common European Data Spaces) 2020年に創設が提唱されたもので、現在、医療、農業、製造、エネルギー、モビリティ、メディア、研究・イノベーション、金融、行政、スキルなど14のセクター・領域で各データスペースの確立が進められている。あらゆる組織・個人に開かれた共通のデータインフラとEUのルールと価値に則ったガバナンスの枠組みを確立し、データのブーリング、アクセス、共有を促進する。<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-spaces>

²⁰ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/living-repository-foster-learning-and-exchange-ai-literacy>

ている分野における合成データの開発などにより、AI向けデータへのアクセスを拡大する。データラボとは、中小企業を含む企業や研究者がAI向けの多様なデータセットにアクセスできるように設計された専門施設で、データを安全に共有・活用できるよう実践的なサービスを提供する。データラボを通じて、企業は関連するデータスペース、公共事業者、参加企業から信頼できるデータセットにアクセスできるようになり、自社の機密性を保護しながら、堅牢なAIモデルを学習できるようになる。例えば、データラボをAIファクトリーに統合し、特定分野向けのAIシステムを開発する企業が十分な高品質データ入手できるようになると。

【柱Ⅱ：データルールの合理化】

データルールの合理化により権利を保護しながらデータ共有を容易にする。オムニバスの簡素化案を補完すべく、欧州委員会は、企業のデータルール遵守に向けたガイドラインとテンプレートを作成し、データ法に関する法務ヘルプデスク²⁵を導入する。

【柱Ⅲ：戦略的な国際データ政策を通じたEUのデータ主権の保護】

国際的なデータフローに関するEUの世界的な立場を強化し、EUのセンシティブな非個人データを保護しながら公正な越境データフローを確保し、グローバルなデータガバナンスにおけるEUの発言力を強化する。

²⁵ 欧州委員会は2025年12月15日、ウェブサイトからデータ法に関する質問を送ることができるヘルプデスクのサービスを開始した。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-act-legal-helpdesk>

4-2. 欧州ビジネスウォレット(European Business Wallets) [5]

欧州ビジネスウォレットは、企業が身元証明、公的文書への署名と送付、ライセンスや証明書を、法的効力を完全に保ちながらデジタルで共有できるようにするツールである。EU全域で、あらゆる規模の企業が公共部門機関や他の企業と安全にやり取り・通信することを容易にして、事務負担を軽減することを目的とする。EU全体の政府との連絡チャネルを1つにし、固有のビジネスIDを提供することで、加盟国ごとに異なる27の規制体系への準拠に伴う煩雑さを軽減するという。

ただし、ビジネスウォレットの仕組みを定める規則案は、公共部門機関にのみ、その中核機能を受け入れる義務を課しており、企業に欧州ビジネスウォレットの使用を義務付けるものではない。企業は商業活動や公共部門機関とのやり取りにウォレットを採用するかどうかを自由に決定できる。

欧州委員会の提案によると、EUの機関やエージェンシーを含むEU全域のあらゆるレベルの行政機関は、加盟国レベルで既存の同様のシステムを活用するための経過措置を設けつつ、2年間でビジネスウォレットの利用を開始することになる。並行して、欧州委員会は加盟国及び民間部門と緊密に協力し、欧州デジタル・アイデンティティ・フレームワークに基づく継続的な取り組み

や「WE BUILDコンソーシアム」などデジタルヨーロッパ・プログラムの下で資金提供される大規模パイロットプロジェクトを通じて、欧州ビジネスウォレットの技術規格と要件を定義していく。

5. おわりに

デジタルオムニバス法案及びAIデジタルオムニバス法案は今後、欧州議会及びEU理事会（閣僚理事会）によって審議される。最大の焦点は、現行のAI法で「ハイリスクAI」の規制開始日として定められている2026年8月2日までに、これら改正法案を成立・発効させられるかという点にある。もしこの期日までに改正案が成立しなければ、標準規格が整わないまま現行法が発効してしまい、混乱が生じるおそれがある。欧州委員会は迅速な審議を強く求めているものの、2026年8月のデッドラインまでに政治的合意に達し、実務上の空白を回避することは決して容易ではない。

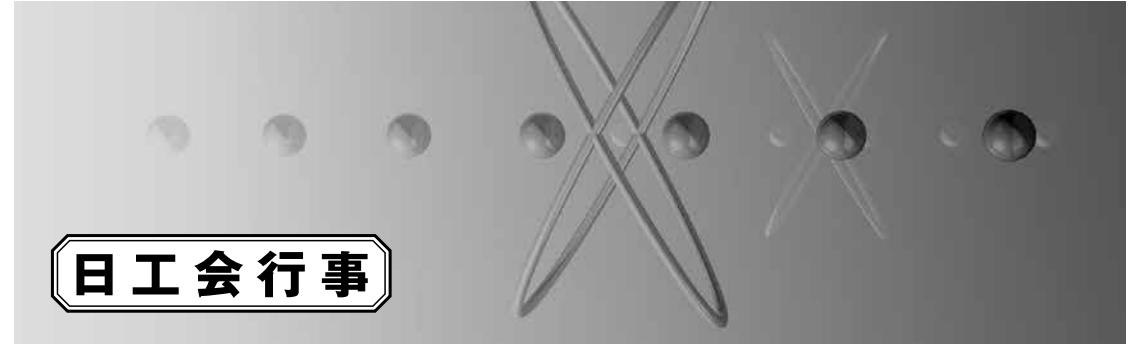
欧州委員会は、規則の簡素化、手続きの合理化、ワンストップソリューションの提供、重複や時代遅れの法規制の排除を通じて、EU企業の技術競争力の向上やコスト削減を目指している。このアプローチは、コンプライアンスの簡素化、デジタル分野のニーズの反映、そして欧州市民と企業の権利保護を損なうことなくイノベーションの機会の創出を可能にするとしている。また、データとAIに関する規則の見直しとデータ統合戦略の導入により、EU全体の企業がAI向けの高品質で最新のデータセットにアクセスできるようになるため、イノベーションの可能性が高まることが期待されている。

データ、AI、サイバー関連法で提案されている簡素化措置により、EU全体で企業は2029年までに最大50億ユーロの一時的な節約が実現すると予測されている。大企業と中小企業の両方が簡素化と欧州ビジネスウォレットの恩恵を受け、すべての企業が欧州ビジネスウォレットを導入すれば、EU企業は年間最大1,500億ユーロの節約が可能になると推定される [6]。

参考文献

- [1] デジタルオムニバス Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2018/1724, (EU) 2018/1725, (EU) 2023/2854 and Directives 2002/58/EC, (EU) 2022/2555 and (EU) 2022/2557 as regards the simplification of the digital legislative framework, and repealing Regulations (EU) 2018/1807, (EU) 2019/1150, (EU) 2022/868, and Directive (EU) 2019/1024 (Digital Omnibus) [COM (2025) 837 final] (2025年11月19日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025PC0837>
- [2] AIデジタルオムニバス Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulations (EU) 2024/1689 and (EU) 2018/1139 as regards the

- simplification of the implementation of harmonised rules on artificial intelligence (Digital Omnibus on AI) [COM (2025) 836 final] (2025年11月19日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025PC0838>
- [6] 欧州委員会デジタルオムニバスFAQs (2025年11月19日)
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/digital-package>
- [3] AI法 REGULATION (EU) 2024/1689 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EC) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828 (Artificial Intelligence Act)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj>
- [4] データユニオン戦略 Communication from the Commission to the European Parliament and the Council Data Union Strategy Unlocking Data for AI [COM (2025) 835 final] (2025年11月19日)
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/data-union-strategy-unlocking-data-ai>
- [5] 欧州ビジネスウォレット Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the establishment of European Business Wallets [COM (2025) 838 final] (2025年11月19日)



工作機械トップセミナー ～ようこそ夢のある工作機械の世界へ～

当会では、工作機械産業における人材の確保・育成を目的とした取り組みの一環として、全国より理工系学生等を招待し、世界で活躍する工作機械ならびにその技術の魅力を紹介するための「工作機械トップセミナー」を開催している。

(株)ニュースダイジェスト社主催のメカトロテックジャパン (MECT2025) に併せて開催した今回トップセミナーには、全国各地から238名の学生・教職員が参加した。

初日は、メカトロテックジャパン見学及び工作機械メーカーと学生との交流会を実施し、交流会会場には会員32社が企業ブースを設置し、学生との交流を深めた。

2日目は、トップセミナーをポートメッセなごやの会議ホールにて開催し、松浦勝俊氏 (株)松浦機械製作所・代表取締役社長) をはじめとする幅広い分野からの講演及び若手エンジニアによるラウンドテーブルトークを通じて、工作機械業界で働くことの素晴らしさ・魅力について広くアピールした。

1. 全体概要

- (1) 開催日 2025年10月25日（土）
10:00 ~ 16:00 MECT2025見学会
- 16:15 ~ 18:15 工作機械メーカーと学生との交流会
- 2025年10月26日（日）
9:00 ~ 12:15 工作機械トップセミナー
- (2) 場所 ポートメッセなごや (MECT2025会場)
- (3) 主催 (一社) 日本工作機械工業会
- (4) 共催 (株)ニュースダイジェスト社
- (5) 参加者数 全国の大39校より238名が参加（内、名古屋近郊を除く全国各地から31校205名の学生・教職員を日工会が招待）

2. 工作機械トップセミナーの概要

- (1) 工作機械メーカーと学生との交流会 (10月25日)
本トップセミナーの企画・運営を行っている人材確保・周知研究会の深山泰輔



深山委員長による乾杯



交流会の様子



ラウンドテーブルトークの様子



トップセミナー会場風景

委員長の乾杯でスタートし、会場内はトップセミナー参加者に加え、会員32社が企業紹介ブースを設置して100名以上の技術者・人事担当者等も参加して盛況を呈していた。

企業紹介ブースでは、会社概要、製品、採用状況等について、学生から積極的に質問する姿が多く見受けられた。

(2) 工作機械トップセミナー（10月26日）

坂元繁友会長の開会挨拶の後、(株)松浦機械製作所・代表取締役社長の松浦勝俊

氏、日工会事務局の高野晋一氏、(株)MaaS Tech Japan 代表取締役社長 CEO の日高洋祐氏が演台に立ち、それぞれの視点から、ものづくりの魅力や工作機械の重要性について講演された。

ラウンドテーブルトークでは、東京電機大学・教授の松村隆氏の司会により工作機械メーカーエンジニア4名のスピーカーから、仕事の面白さ、やりがい、失敗談等が述べられた。いずれの講演も参加者は熱心に聴講していた。



坂元会長の開会挨拶



松浦社長の基調講演

3. 工作機械トップセミナープログラム

時 間	内 容
9:00 ~ 9:10	開会挨拶 (一社) 日本工作機械工業会 会長 坂元 繁友氏 (芝浦機械株)
9:10 ~ 9:50	基調講演「選ばれる理由にこだわる工作機械のものづくり」 講師:(株)松浦機械製作所 代表取締役社長 松浦 勝俊氏
9:50 ~ 10:10	講演1 「日本の工作機械産業の全体像」 講師:(一社) 日本工作機械工業会 技術部課長 高野 晋一氏
10:10 ~ 10:20	休憩
10:20 ~ 11:00	講演2 「ものづくりとモビリティ～ MaaSの現状と今後の展開を通じて～」 講師:(株)MaaS Tech Japan 代表取締役社長 CEO 日高 洋祐氏
11:00 ~ 12:15	ラウンドテーブルトーク 「工作機械エンジニアとしての現在と未来」 ファシリテータ:東京電機大学 工学部 教授 松村 隆氏 スピーカー:DMG森精機株 (株)WALC Condition Agent 井上 誠志郎氏 (株)牧野フライス製作所 開発本部機械制御開発部 中野 佑紀氏 ヤマザキマザック(株) 商品開発本部先行開発センタ 前田 大毅氏 ニデックマシンツール(株) 経営企画部事業企画室 植原 桃氏



こんな話あります ⑯

材料開発と解析技術による性能の見える化が拓く、動剛性設計の新領域

ヒノデホールディングス株式会社

はじめに：足元のインフラから、産業のインフラへ

読者の皆様は、ヒノデホールディングスをご存じでしょうか。当社グループの中核企業である「日之出水道機器(株)」は、創業100年を超える企業であり、マンホール蓋や地下構造物に用いられるポリマーコンクリート製品を長年にわたり開発・製造してきた企業です。公共インフラを支えるため、材料開発技術、生産技術、铸物部品の構造開発といった幅広い技術を培ってきました。

こうした技術は金属材料（铸鉄・アルミ・ステンレス铸鋼）だけでなく、ポリマーコンクリート（レジンコンクリート）といった複合材料にも及びます。その複合材料分野の延長として、当社は産業機械向けに独自のミネラルキャスティング（MiCa）を開発し、工作機械領域へ応用する取り組みを進めています。

公共インフラで培った材料開発技術と、近年強化してきた構造解析による「見える化」技術。これらを融合させることで、私たちは工作機械の性能を左右する“動剛性”に対し

て、装置全体を俯瞰した新しい設計アプローチに挑戦しています。本稿では、その背景と技術的成果について紹介します。

1. MiCaという材料の可能性と、これまでの限界

近年注目を集める構造材料のひとつがMiCaです。骨材と樹脂を組み合わせた複合材料で、普通铸鉄と比べて高い減衰性（約10倍）と熱的安定性を持ちます。ミクロン単位を保証する欧州の一部ハイエンド機では、ベッド・コラムの標準材料として採用されています。

しかし、ここに大きな技術的壁がありました。MiCaの評価はこれまでベッド単体・コラム単体といった部品に限られることが多く、「装置全体で本当に効くのか」という問い合わせに対して設計段階で明確に回答することができませんでした。

工作機械の振動は、ガイド・ボールねじ・結合部など、多数の要素が連成して発生します。そのため、部材単体での性能が装置全体にどう影響するかを予測することは困難でし

た。この限界を乗り越えるため、私たちは装置全体の挙動を「設計段階」で読み解く技術確立を目指しました。

2. 装置全体FEMへの挑戦：複雑な構造をどう“モデル化”するか

装置全体の性能を試作前に予測するには、実機がどの周波数で、どの部位が、どの方向へ揺れているかを解析上で正しく再現する必要があります。しかし工作機械をFEM（有限要素法）モデル化するには、多数の“見えないパラメータ”を扱う必要があります。

- ・リニアガイドの方向依存する剛性
- ・ボルト群のプリロードによる剛性
- ・すべり面の摩擦・面圧特性による剛性と減衰特性
- ・異材境界（铸鉄・鋼・MiCa）の剛性差
- ・カバー・モータ・ケーブルなど付帯質量の反映

これら一つでも誤差が大きいと、共振周

波数や変形モードは実機と一致しません。

そこで当社は、東京大学との共同研究により、実験モード解析とFEMの“突き合わせによるモデル同定”を研究し明らかにしました。実機のハンマリング試験から得られたモード形状・共振周波数を基準に、FEM側の接触剛性・拘束条件を丁寧に調整。その結果、実機の共振周波数を誤差10%以内で再現する解析モデルを構築することに成功しました。これにより、従来は不可能だった「装置全体レベルでの事前評価」が可能になりました。

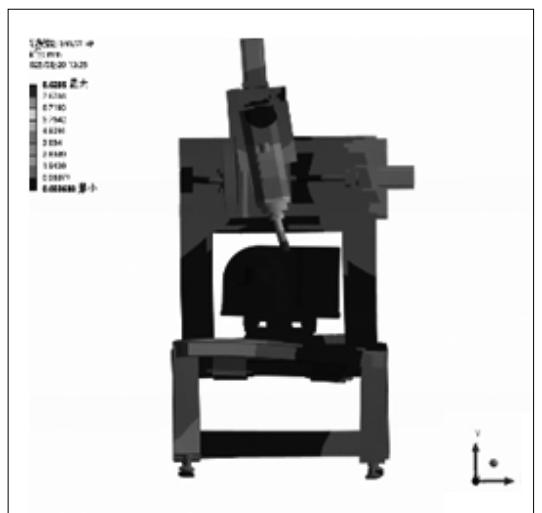
3. 変形挙動の可視化が生んだ技術的インサイト

構築した「装置全体解析モデル」により、従来は曖昧であった振動課題の“真因”が、可視化されました。

ある検証機では、特定の周波数帯で発生する振動が加工精度に大きな影響を与えていました。当初は「主軸が揺れているのでは」と



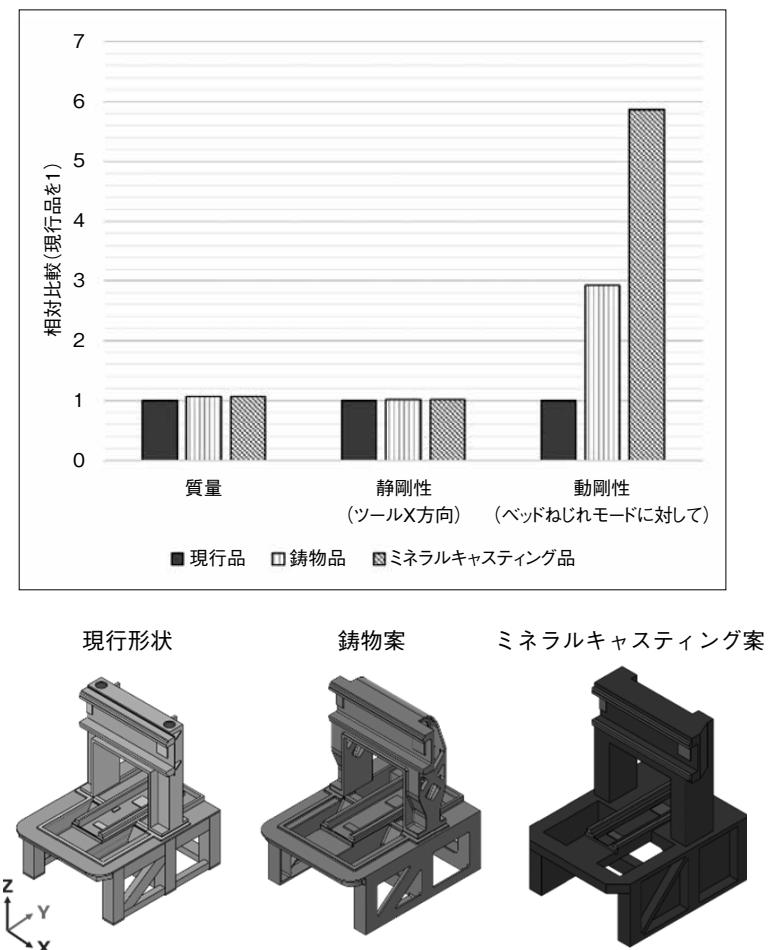
実験モード解析変形挙動 (ねじれモード)



FEM解析変形挙動 (ねじれモード)

表 MiCa代表材質特性

材料名	対数減衰率の比較 ※FC250対比	ヤング率 (GPa)	密度 (g/cm³)	線膨張係数 (10⁻⁶/K)
ミネラルキャスティング (EPUMENT 145JP)	約10倍	≥35(保証値)	約2.4(代表値) ※10-30°C範囲の平均値	約14(代表値) ※10-30°C範囲の平均値
高減衰铸鉄	2.5倍	64	7.5	3.5
FC250	—	113	7.2	12.0



疑われていましたが、解析結果は全く異なる様相を示しました。

それは、ベッドとコラムが連成して「ねじれるモード」が支配的だったということです。

このモードに対し、現行の鋼板製ベッドを、同一形状かつ同等質量の「鋳鉄」および「MiCa」に置換して解析を行ったところ、対象となるねじれモードに対する動剛性は、鋳鉄製で約3倍、MiCa製では約6倍に向上する結果が得られました。

重要なのは、数値の大小ではなく、「どの構

造が、どのモードに対して効くのか」を設計段階で読み解けるようになったという点です。動剛性設計を「感覚」ではなく、「解析に基づく工学」として扱えるようになったのです。

4. ハイブリッド構造の“選択的採用”による最適解

MiCaの適用にはもう一つ方法があります。それがハイブリッド構造です。ハイブリッド構造とは鋳鉄や製缶フレームの中空部にMiCaを充填した構造物を指します。外殻が

形状精度と強度を担い、内部のMiCaが減衰性を担うことで剛性・減衰のバランスを両立できる設計が可能になります。

しかし、構造の全てをMiCaで満たすと、重量増・コスト増につながり必ずしも最適とは言えません。

そこで、当社は装置全体解析を活用し、「どの部位が、どのモードで、どれだけひずみエネルギーを持つか」を可視化し、エネルギーが集中する領域にだけMiCaを充填する選択的採用の手法を確立しました。

検証では、空洞の50%程度の部分充填でも、全充填と同等の動剛性向上が得られる場合があることを確認しています。材料の“量”だけでなく、“配置”によって性能を最大化する。これが装置全体解析がもたらす新しい設計思想です。

5. 解析が変える設計プロセス：投資判断・設計判断の早期化へ

今回確立した技術の最大の価値は、設計プロセスそのものの変革にあります。

- ・試作前に効果を予測できる
- ・振動課題を初期段階で特定できる
- ・材料適用の最適点を設計段階で決定できる
- ・投資判断を迅速化できる
- ・試作回数の削減・開発期間の短縮につながる

「作って確かめる」工程への依存から、「設計段階で読み解く」工程への転換が進みます。

6. おわりに：広がる技術転用の可能性

本稿でご紹介したアプローチは、工作機械にとどまるものではありません。装置全体の

動的挙動を定量的に把握し、材料を“効かせる場所に使う”という設計思想は、以下のような動的精度・微小変位制御が重要となる幅広い産業領域にも応用可能です。

- ・半導体製造装置：ナノレベルの精度が求められるステージ、架台、搬送系における微振動制御
 - ・産業用ロボット：高速動作に伴う振動への対応や、構造部材の剛性と減衰特性の両立
 - ・医療機器：高分解能画像診断装置や精密手術ロボットにおける低振動化・静粛化
 - ・精密測定装置：環境振動や内部駆動源による振動に敏感な構造の安定化
- どの産業でも微小振動の管理が性能のカギとなりつつあります。

「材料×解析×構造設計」の統合的アプローチは、これらの分野においても、性能向上と設計合理化に大きく寄与するものと考えられます。ヒノデホールディングスは、長年培った生産技術と最新の解析技術を融合させ、お客様と共に「揺れない機械」「削れる機械」、そして「高精度な産業装置」の実現を目指してまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

日之出水道機器株式会社
産業機械マーケティンググループ
TEL : 092 (476) 0565



工作機械が好きになって



日本工作機械販売協会・理事
津田 正博
(西川産業株・取締役部長)

私が西川産業に入社したのは昭和60年(1985年)、大阪市淀川区十三にある本社へ配属となりました。2025年で入社40年を迎えることが出来ました。

販売青春時代について心に残っている思い出を書かせて頂きます。

配属となった本社のある大阪の十三は阪急電車のハブ的な街で、駅の南口を出た所に「しょんべん横丁」という飲み屋街がありました。安くて美味しいお店が沢山ありその当時の上司や同僚と頻繁に飲んで帰り、入社後すぐに大好きな街になりました。

しかし、平成26年3月に火災が発生し、1600平方メートル39店舗が全焼してしまいました。よく行ってお世話になった、吉本興業の役者さん達がよく来る韓国人のおやじさんが経営していた味と肉とコスパが最高の焼肉屋は大丈夫だったのかと心配になりました。残念ながらその後行ってみると殆どのお店は様変わりして、その焼肉屋は無くなっていました。

その韓国人の憎たらしいおやじさんにガラスケースの肉をオーダーすると「吉本の桂〇〇の予約の肉や！お前らに出す肉と違う」と言われ安い肉を出されましたかが、何度か通っていると次第に話をしてくれる様になり、良い肉を安く出して下さる様になったことは良い思い出でした。通えば相手は変わるんだ、これが商売かなと思った記憶があります。

他の立ち飲み屋さんを含め、上司や同僚との

コミュニケーションを取る場でもありました。

その十三は大阪梅田から車では10分もかかる所にあります、十三から尼崎にかけてその当時は阪神工業地帯の中心地で多くの工場や鉄工所があり、工作機械の販売をすることで本社は生計を立てていました。

入社半年間は上司二人のユーザーを1日40件訪問することを命じられ、当社は工具類を扱っていたので配送業務とご用聞きをしながら必死に回りました。半年後に先輩の転勤に伴い担当営業を持たせて頂くことになり、それなりの工作機械を持っているユーザーを担当させて頂くことになりました。

その頃からバブル景気が始まりユーザーの仕事が忙しくなってきました。

入社1年経った頃にガスタービンの羽根を倣い加工をしているユーザーの社長から、京都にあったフライス盤メーカーの#7 NCフライス盤のご注文を頂いたのが工作機械初受注でした。その後、社長からシカル盤により倣い加工でガスタービンの羽根を加工しているのは生産性が上がらないし、加工後にグラインダーでの均しをするのに時間が掛かり過ぎているので良い機械はないかと相談を受けました。機械メーカーと治具メーカー、切削工具メーカーとの打ち合わせを重ね、門型のマシニングセンターのテーブル1.5m×3mにクランプ治具でガスタービンの羽根を固定し、ボール形状の特注カッター、特注スロー

アウェイのチップを製作することで、取り代の多い曲面の殆どを削れることとなり、注文を頂きました。

この機械を納入することで加工時間が大幅に早くなかったことと夜間も掛けて帰れることで生産性が3倍近くになりました。粉塵で大変だったグラインダー加工も取り代が少なくなり、人員を他の作業に回して頂き、社長と二人で喜び合ったことが大変嬉しかったです。

その結果、社長との信頼関係ができ息子の様に可愛がって頂きました。家族で社長のご自宅へ食事に行かせて頂いたりして、自身の仕事に対してのやりがいを覚えさせて頂いたことは感謝でしかありません。

入社2年目の頃、NC旋盤を複数台購入し

て頂いているユーザーの工場長から、社長が機械を買うと言ったとの情報を得て、当時の本社営業所長である取締役部長に報告しました。

翌日の午後、取締役部長とユーザーの社長の所へ行きました。社長の機嫌が悪かったのか、作戦なのか「まだ買わん！」、取締役部長は「いや今日買って下さい！」と長い時間の応酬がありました。

社長は一度言い出すと曲げない方で、取締役部長はユーザーから「ヘビ」と言われていたぐらい食らい付いたら離さない方でした。私は風貌から見て「すっぽん」と思っていました。夕方になり社長が「今日は買わん！もう帰って下さい！私は帰る」と言った時に、



西川産業株 大鳴門橋観光記念

入社1年目の社員旅行



本社でのお正月の新年挨拶回りの様子



血相を変えて取締役部長が「いやここまで値段下げるの今日買って下さい！お願いします！」と気合が入った感じで頭を下げた時に口から何かが飛び出しました！飛び出したのは、営業所内で最近新調しておさまりが悪かったのか、話をしている時に口の周りでガクガクさせていた入れ歯でした。当時の鉄工所の応接室の床は油まみれで、そこに落とした入れ歯を入れ直したのを見ていた社長が、普段寡黙で全然笑った所を見たことが無い方でしたが、聞いたことがないぐらい高い笑い声で「きゃっきゃきゃ」と笑い出しました。そしてツボに入ったのか涙を流しながら「もう部長には参ったわ！」と腹を抱えて笑いながら「注文するわ！」となり、私はあっけに取られたことを覚えており、忘れられない衝撃的な出来事でもありました。入れ歯を落として注文もらえるんやと。

取締役部長や上司の方には機械販売のノウハウを色々と教えて頂きました。今では通用しないかもしれません、「商売はタイミ

ングが大切や！」引き合いが出て決まりそうな時は、「何が何でもその日に注文をもらわなあかん！ねばりや！人は一日寝ると気が変わるものや！」と聞かされました。確かに機械を買うと言っていたのに、休日に家族会議で反対されて気が変わり買わなくなった経験もあります。

良い上司に恵まれ、明るく楽しく過ごさせて頂いた本社時代でした。

当時は昔からの風習で、新年はハッピを着てトラックには初荷の赤い旗を立てユーザーへ挨拶回りをして、三本締めや万歳三唱をしていたことが懐かしいです。

入社8年目に当社明石営業所に転勤になりました。兵庫県明石や加古川、高砂地区は重厚長大の企業がある街で、大阪の十三辺りと比べるとユーザーの規模が大きな所が多く、最初は戸惑いました。

当時の明石営業所は工作機械以外の商品のシェアが多く、設備機器や産業機械を製作しているユーザーが多く、装置を組むための

部品や工具の販売で数字を挙げている営業所でした。しかし、本社時代に学んだ好きな工作機械を売りたいとの思いが強く、工作機械の販売に注力して、機械メーカーの展示会や工場見学会に出来るだけ多くユーザーを集客しようと考えて行動しました。その結果、数十台の工作機械を購入して頂けるユーザーを開拓することが出来ました。ユーザーにどのように勧めれば生産性が上がり、儲けてもらい喜んで頂くかを常に考えて、正直に商売をしていたことが認められたと思います。

40歳の時に明石営業所の所長になり、51歳に取締役部長になりました。機械担当部長として現在に至りますが、良き上司や同僚、ユーザー・メーカー・仕入先の方に恵まれていたと実感しています。これまで様々な出来事があり色々と経験させて頂きました。これから時代は大きく変わって行きますが「商売の基本は心」だと思っています。この商売の基本は販売青春時代である本社時代に多く学ばせて頂いたことが根本になっています。





アマチュア無線と私の人生

日本電子株式会社 真部 弘宣

【きっかけ】

私がエンジニアをめざしたきっかけは、父に小学校4年生頃にAMトランジスタラジオを買ってもらったことに遡ります。1970年代に短波による国際放送や国内ラジオ局を受信して楽しむBCL (Broadcasting Listener) が爆発的に流行しました。私もどうしても短波放送が聞きたくて小学校6年生の時に、それまでに貯めたお年玉でSONY ICF-5800通称“スカイセンサー5800”を購入しました。

実はもう一つランクが上の1kHzきざみの周波数が設定できるICF-5900がほしかったのですがお金が足りず我慢したのを鮮明に覚えています。

受信感度を上げるために雑誌を読んでアンテナを工夫して、世界中の短波放送を毎夜、ノイズと闘いながら耳を凝らして受信



KGEIベリカード

していました。ラジオ番組の内容を「受信レポート」にまとめAirmailで送るとお礼に受信した証となる「ベリカード(Verification Card)」を集めて楽しんでいました。

当時、イーグルスの曲であるホテルカルフォルニアが流行していて、サンフランシスコのラジオ局KGEIの放送開始の音楽とオレンジに輝くゴールデンゲートのカードが大好きでした。しかし、聞くばかりでは物足りなくなり、中学2年生の時にアマチュア無線の免許を取得しました。

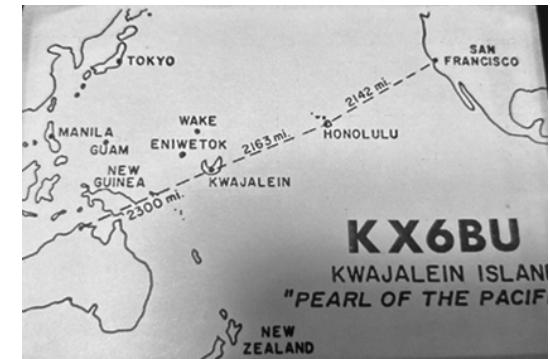
【趣味に没頭】

当時はクイズ番組でハワイ旅行を景品で頂くような番組があるほど、海外旅行は高価で庶民のあこがれでした。中学生の私が行けるはずもありません。上空に飛来する海外の旅客機のデザインも大好きでプラモデルをたくさん製作しペイントした覚えがあります。

アマチュア無線はいつでも誰とでも話ができる中学生のコミュニケーション手段として特別で最高でした。アマチュアといえども奥深い技術のかたまりで、通信原理を理解し波長にマッチした高い効率的なアンテナを試作し電離層の発生予測など没頭した時期でした。当時はアナログ通信が主流



カリフォルニア州との交信カード



太平洋の離島との交信カード

で周波数変調モードFM、ノイズに強いSSBなどを利用した音声通信、今では古典的なモールス通信(CW)で6大陸の個人のアマチュア無線家が発信する微小なシグナルとともに交信を楽しみ、数年で約150ヶ国と超える國の方々とコミュニケーションして交信した証であるQSL(国際通信連合制定の無線電信通信の略符号:通称Q符号)カードのコレクションができました。

当時、アマチュア無線をする人は、いまの言葉で「オタク」でしたが、そんなことも気にせずに中学で学んだつたない英語で会話を楽しみ、翌日には無線仲間の大人に混じって戦果(通信できた国)を共有していました。

【趣味からエンジニアへ】

小学校から中学校に過ごした環境がこのような状態でしたし、無線仲間には放送局勤務やエンジニアの方々もおられ、私もエンジニアを目指したい気持ちが膨らんだ結果、当時、国内に3つあった通信関係の専門家を育成する国立電波高専へ入学しました。

出身が九州でしたので熊本に進みましたが15歳から親元を離れての寮の暮らしは大変な勉学の傍らで趣味の無線を学校のクラブ局(JA6YAP)で思いっきり交信ができる日々で満足だったことが懐かしく思えます。

卒業の時、国の通信機関、放送局や宇宙関連の技術者に進むか民間企業にするか悩みましたが、宇宙で利用する半導体の研究室にいたこともあり半導体関連の企業へ開発技術者として就職することにしました。

皆様もご存じの通り、その後は携帯電話の急速な普及、デジタル化の波で無線通信の重要性は日々増しています。私が企業で開発した半導体の製造装置も宇宙通信用のデバイスにも利用され重要な技術となっています。

【海外にあこがれて】

振り返ると、私は趣味がそのままエンジニアの道に進むきっかけになりました。幼少期の海外へのあこがれ、生まれ故郷の福岡は毎日のように市街地上空を海外の航空機が飛来します。長距離を飛行できる旅客

機が無い時代で、南回りでフランス (Air France)、英国 (BOAC)、香港 (Cathay Pacific) などが経由地としていて外国の旅客機を見て育ちました。

そして、6大陸のどこかと毎夜リアルタイムで話せる環境は、その後、海外に行きたい気持ちの増幅になって収まることはなく会社も海外志向で選んだ結果、仕事やプライベートで渡航を経験しました。これらの訪問先は交信した国、都市であることもあって、昔を思い浮かべていました。交信



サンフランシスコの霧の金門橋

して想像していた場所に実際に降り立つと感慨深い限り、私の人生の楽しみの1つでもあります。

一番の思い出は、幼少期の短波ラジオを聞いて、素敵なサンフランシスコに思いを馳せ、20年後にゴールデンゲートブリッジに行き渡った時の写真をご紹介して、私の寄稿の締めくくりとさせていただきます。これからも、アマチュア無線で交信した約150ヶ国を思い出しながら、日頃の喧騒を忘れるきっかけとしたいと思っております。

2026年工作機械関係展示会

2026年に国内及び海外で開催が予定されている工作機械関係の展示会は、以下の通りである。

国 内

会期	名称	会場	主催	問合せ先
1月21日(水)～23日(金)	第16回 微細加工 EXPO	東京ビッグサイト	RX Japan(株)	RX Japan株式会社 TEL:03-6739-4102 https://www.nepconjapan.jp/tokyo/ja/jp/about/fp.html
1月28日(水)～30日(金)	TCT Japan 2026	東京ビッグサイト	(株)TBコミュニケーションデザイン Rapid News Publications Ltd	TCT Japan事務局 TEL:03-5657-0765 https://www.tctjapan.jp/index.html
1月28日(水)～30日(金)	nano tech 2026 (第26回 国際ナノテクノロジー総合展・技術会議)	東京ビッグサイト	nano tech 実行委員会 (株)TBコミュニケーションデザイン	nano tech実行委員会事務局 TEL:03-5657-0760 https://www.nanotechexpo.jp/main/index.html
2月4日(水)～6日(金)	第47回工業技術見本市 「テクニカルショウヨコハマ 2026」	パシフィコ横浜	(公財)神奈川産業振興センター (一社)横浜市工業会連合会 神奈川県、横浜市	テクニカルショウヨコハマ事務局 TEL:045-633-5170 https://www.tech-yokohama.jp/
2月18日(水)～19日(木)	京都ビジネス交流フェア2026	京都パルスプラザ	京都府 (公財)京都産業21	(公財)京都産業21 TEL:075-315-8590 https://www.ki21.jp/bp/
4月8日(水)～10日(金)	第11回 ものづくり ワールド 名古屋	ポートメッセなごや 名古屋	RX Japan(株)	RX Japan株式会社 TEL:03-6739-4106 https://www.manufacturing-world.jp/nagoya/ja/jp.html
4月15日(水)～17日(金)	INTERMOLD 2026 (第37回金型加工技術展) 金型展2026 金属プレス加工技術展2026	インテックス大阪	(一社)日本金型工業会 (一社)日本金属プレス工業協会	インターモールド振興会 TEL:06-6944-9911 https://www.intermold.jp/top/
5月14日(木)～16日(土)	MEX金沢2026 (第62回機械工業見本市金沢)	石川県産業展示館	(一社)石川県鉄工機電協会	MEX金沢 開催事務局 TEL:076-268-0121 https://www.tekkokiden.jp/mex/
5月20日(水)～22日(金)	INTERMOLD 名古屋 金型展 名古屋 金属プレス加工技術展 名古屋 AM EXPO名古屋	ポートメッセなごや	(一社)日本金型工業会 (一社)日本金属プレス工業協会 (一社)日本AM協会	インターモールド振興会 TEL:06-6944-9911 https://www.intermold.jp/nagoya/
5月27日(水)～29日(金)	人とくるまのテクノロジー展 2026 YOKOHAMA AUTOMOTIVE ENGINEERING EXPOSITION2026	パシフィコ横浜	(公社)自動車技術会	展示会事務局 TEL:03-5542-0811 https://aee.expo-info.jsae.or.jp/ja/yokohama/#outline
6月17日(水)～19日(金)	人とくるまのテクノロジー展 2026 NAGOYA AUTOMOTIVE ENGINEERING EXPOSITION2026	Aichi Sky Expo (愛知県国際展示場)	(公社)自動車技術会	展示会事務局 TEL:03-5542-0811 https://aee.expo-info.jsae.or.jp/ja/nagoya/#outline

会期	名称	会場	主催	問合せ先
7月1日(水)～3日(金)	第38回ものづくりワールド 東京	東京ビッグサイト	RX Japan(株)	RX Japan(株) TEL:03-6739-4106 https://www.manufacturing-world.jp/tokyo/ja-jp.html
7月8日(水)～10日(金)	西日本製造技術イノベーション 2026	北九州メッセ (旧西日本総合展示場新館)	(公財)北九州観光コンベンション協会	(公財)北九州観光コンベンション協会 TEL:093-511-6800 https://innov-w.solution-expo.jp/
9月2日(水)～4日(金)	JASIS 2026	幕張メッセ	(一社)日本分析機器工業会 (一社)日本科学機器協会	JASIS 事務局 TEL:0120-511-411 https://www.jasis.jp/
9月16日(水)～18日(金)	SENSOR EXPO JAPAN 2026	東京ビッグサイト	産経新聞社	センサエキスポジャパン 事務局 TEL:03-3273-6180 http://www.sensorexpojapan.com/
9月16日(水)～19日(土)	2026国際ウエルディングショー	東京ビッグサイト	(一社)日本溶接協会 産報出版(株)	2026国際ウエルディングショー事務局 TEL:03-3258-6411 https://weldingshow.jp/2026/
10月7日(水)～9日(金)	第29回ものづくりワールド 大阪	インテックス大阪	RX Japan(株)	RX Japan(株) TEL:03-6739-4106 https://www.manufacturing-world.jp/kansai/ja-jp.html
10月14日(水)～16日(金)	モノづくりフェア 2026	マリンメッセ福岡	日刊工業新聞社	日刊工業新聞社 西部イベント業務部 TEL:092-271-5715 https://www.nikkanseibu-eve.com/mono/
10月21日(水)～23日(金)	計測展NEXT 2026	グランキューブ大阪	(一社)日本電気計測器工業会	計測展NEXT 2026 運営事務局 TEL:03-3662-8181 https://mcs-next.jp/
11月18日(水)～20日(金)	スマートファクトリー Japan 2026	東京ビッグサイト	日刊工業新聞社	スマートファクトリー Japan 事務局 TEL:03-5644-7221(前回展問合せ先) https://biz.nikkan.co.jp/eve/smart-factory/
11月18日(水)～20日(金)	高精度・難加工技術展 2026 (東京) 表面改質展 2026(東京)	東京ビッグサイト	日刊工業新聞社	日刊工業新聞社 第一イベント事務部 TEL:03-5644-7221 https://biz.nikkan.co.jp/eve/hds/
12月2日(水)～4日(金)	高精度・難加工技術展 2026 (大阪) 表面改質展 2026(大阪)	インテックス大阪	日刊工業新聞社	日刊工業新聞社 西日本イベント事務部 TEL:06-6946-3384 https://biz.nikkan.co.jp/eve/hds/
12月2日(水)～4日(金)	第4回ものづくりワールド 福岡	マリンメッセ福岡	RX Japan(株)	RX Japan(株) TEL:03-3349-8506 https://www.manufacturing-world.jp/kyushu/ja-jp.html
2026年 10月26日(月)～31日(土)	JIMTOF 2026	東京ビッグサイト	(一社)日本工作機械工業会 (株)東京ビッグサイト	(一社)日本工作機械工業会 TEL:03-3434-3961 https://www.jmtba.or.jp (株)東京ビッグサイト TEL:03-5530-1333 https://www.jimtof.org/jp/

海外

会期	開催地	名称	主催者または照会先
1月21日(水)～25日(日)	インド (バンガロール)	IMTEX FORMING 2026	IMTMA Tel: +91-80-6624-6600 https://www.imtex.in info@imtma.in
2月3日(火)～5日(木)	ドイツ (ハンブルク)	NORTEC	Landesmess Stuttgart GmbH Tel: +49-711-18560-0 https://www.messe-stuttgart.de/nortec/en info@messe-stuttgart.de
2月3日(火)～5日(木)	メキシコ (モン特レー)	EXPO MANUFACTURA 2026	Informa Markets ufactura.com.mx jorge.ruiz@informa.com
3月2日(月)～6日(金)	スペイン (ビルバオ)	BIEMH 2026	Bec Bilbao Exhibition Center Tel: +34-94-4040000 https://www.biemh.com bec@bec.eu
3月25日(水)～28日(土)	台湾 (台中市)	TMTS 2026	TMBA Tel: +886-4-23507586 https://www.tmts.tw tmbs@tmbs.org.tw
4月13日(月)～17日(金)	韓国 (ソウル)	SIMTOS 2026	KOMMA Tel: +82-2-3453-2721 https://www.simtos.org simtos@simtos.org
4月20日(月)～24日(金)	イギリス (バーミンガム)	MACH 2026	MTA Tel: +44-20-7298-6400 https://www.machexhibition.com mach@mta.org.uk
4月21日(火)～25日(土)	中国 (上海)	CCMT 2026	CMTBA Tel: +81-10-63345-696 https://www.ccmtshow.com cmtbagj@cmtba.org.cn
4月21日(火)～24日(金)	オーストリア (ウィーン)	intertool	Messe Wels Tel: +43-676-378-2074 https://www.intertool.at intertool@expo-experts.at
5月5日(火)～8日(金)	ドイツ (シュトゥットガルト)	GrindingHub 2026	VDW Tel: +49-71-1185600 https://www.grindinghub.de/en/ grindinghub@vdw.de
5月13日(水)～16日(土)	タイ (バンコク)	INTERMACH 2026 (MTA 2026)	Informa Markets Tel: +65-6036-0500 https://www.intermachshow.com viriyada.m@informa.com

会期	開催地	名称	主催者または照会先
5月20日(水)～23日(土)	中国(重慶)	CWMTE2026- Chongqing Lijia International Machine Tool Exhibition	Chongqing Lijia Conference & Exhibition Co., Ltd. Tel : +86-23-86376330 http://www.cwmte.com.cn chinawmte@gmail.com
5月20日(水)～23日(土)	マレーシア(クアラルンプール)	METALTECH MALAYSIA 2026	Informa Markets Malaysia Tel : +603-9771-2688 https://www.metaltechcom.my marketing@metaltech.com.my
5月25日(月)～29日(金)	中国(北京)	CIMES 2026	China National Machinery Industry Corporation Tel : +86-10-82606899 https://www.cimes.org.cn cimes@cimes.org.cn
5月26日(火)～29日(金)	ポーランド(ポズナン)	ITM Industry Europe	ITM Industry Europe Tel : +48-61-8692-0000 https://itm-europe.pl itm@grupamtp.pl
6月2日(火)～4日(木)	メキシコ(レオン)	EXPOMAQ 2026	EXPOMAQ Tel : +52-56-2568-9518 https://expomaq.org.mx marketing@expomaq.org.mx
6月10日(水)～13日(土)	トルコ(イスタンブール)	WIN EURASIA 2026	Hannover Fairs Turkey Fearcilik A.S. Tel : +90-212-334-6900 https://www.win-eurasia.com info@hf-turkey.com
6月17日(水)～20日(土)	タイ(バンコク)	Manufacturing Expo 2026 (Intermold Thailand 2026)	RXBITTEC Tel : +66-2686-7299 https://www.manufacturing-expo.com manufacturing-expo@rxbitec.com
7月1日(水)～4日(土)	ベトナム(ホーチミン)	MTA Vietnam 2026	Informa Markets Tel : +84-28-3622-2588 https://mtavietnam.com mtavietnam@informa.com
7月15日(水)～18日(土)	インドネシア(スラバヤ)	Manufacturing Surabaya 2026	PT Pamerindo Indonesia Tel : +62-813-1191-6373 https://www.manufacturingsurabaya.com faradiba@pamerindo.com
9月14日(月)～19日(土)	アメリカ(シカゴ)	IMTS 2026	AMT Tel : +1-703-827-5215 https://www.imts.com info@imts.com
9月15日(火)～19日(土)	ドイツ(シュトゥットガルト)	AMB 2026	Landesmesse Stuttgart GmbH Tel : +49-711-18560-0 https://www.messe-stuttgart.de/amb/en/contact info@messe-stuttgart.de
9月28日(月)～10月3日(土)	トルコ(イスタンブール)	MAKTEK Eurasia	Tuyap Fair Conception and Congress Center Tel : +90-212-8671100 https://maktekeurasia.com info@maktekfuari.com

会期	開催地	名称	主催者または照会先
10月6日(火)～9日(金)	チェコ(ブルノ)	MSV	BVV Trade Fairs Brno Tel : +420-541-152927 https://www.bvv.cz
10月13日(火)～15日(木)	ベトナム(ハノイ)	MTA Hanoi 2026	informa markets Tel : +84-28-3622-2588 https://www.mtahanoi.com mtahanoi@informa.com
10月13日(火)～16日(金)	イタリア(ミラノ)	35. BI-MU	UCIMU Tel : +39-02-262551 https://www.bimu.it ucimu@ucimu.it
11月18日(水)～21日(土)	タイ(バンコク)	METALEX 2026	Reed Tradex Tel : +66-2686-7222 https://www.metalex.co.th metalex@rxbitec.com
12月2日(水)～5日(土)	インドネシア(ジャカルタ)	Manufacturing Indonesia 2026 (Machine Tool Indonesia 2026)	PT. Pamerindo Indonesia Tel : +62-21-2525-320 https://www.manufacturingindonesia.com faradiba@pamerindo.com



株式会社 そうぎょう

地球環境に配慮し、
地域社会に貢献する企業を目指して

当社は、1975年（昭和50年）5月に名古屋総業株式会社として創業し、2003年（平成15年）5月、津島に新拠点を移し、『株式会社そうぎょう』と社名変更も致しました。社名は全国市場を視野に入れて“名古屋”を取り去り、“総業”を平仮名で表記。当時、平仮表記の社名は珍しく、以前から「そうぎょうさん」と呼ぶ取引先も多かったため、対外的に違和感を与えることはなく、「やわらかい印象になった」と好評価を頂きました。

そして、この2025年に創業50周年を迎えることができました。

これを機に『株式会社そうぎょう50周年記念誌』（写真1）を制作致しました。当社のこれまでの歩みについて少し覗いてみます。

まずは当社の社是より・・・

当社が大切にしていることは、「困った時はそうぎょうに相談すれば解決する」と、



本社社屋



写真1 そうぎょう50周年記念誌



お客様から揺るぎない信頼を得ることです。そのためにもっとも重要なのが“人間力”だと確信しています。“一人の人間としてお客様から愛されよう”という想いを込めて、「ファンを創る」という社是を掲げました。さらに基本理念の「日々革新」と、行動指針となる「3つのSOU（創・早・爽）」を策定しました。「創」は常に創造力を働かせる、「早」はどんなことにも素早く対応する、「爽」はいつも明るく気持ちよく接する、という意味です。

それらは知識や技術ではなく人としての資質や魅力、つまり人間力です。当社は、まず従業員一人ひとりの個性や人生を尊重し、人間力を高めていける会社であり続けたいと思います。

次に当社の『地球規模の環境と循環型社会の実現を目指す』各種環境ハードウェア

をご紹介致します。

環境ハードウェアを開発・販売

昭和40年代後半から50年代にかけて、二度にわたり日本の経済成長にブレーキをかけたオイルショック。この出来事をきっかけに、新たな事業が誕生しました。それが環境関連機器（環境ハードウェア）の開発・販売で現在のエコエネ部のルーツであります。

社会的に石油資源の有効活用という機運が高まり、金属加工で使用する切削油を切削屑から遠心脱油して再利用する『マッハセパレーター』（写真2）を開発。1980年（昭和55年）、全国に向けて販売を開始し、1984年（昭和59年）には切削屑をマッハセパレーターへ自動搬送する『CBコンベヤー』もリリースしました。

さらに、1985年（昭和60年）、工場の洗浄槽やクーラント装置、排水槽などの浮上油を回収する『オイルスキマー』（写真3）を開発・販売。1989年（平成1年）に小型切削屑切断機『チップカッター』を、1992年（平成4年）に自動供給装置付集中脱油シス



写真2 マッハセパレーター

テム『エコロアース』（写真4）を開発して販売を開始。環境保全や資源の再利用など、金属加工メーカーが抱える問題解決に向けて、オリジナルの環境ハードウェアを充実させていきました。

ここでは、近年の環境改善活動への取り組みとその受賞歴をご紹介させて頂きます。



写真3 オイルスキマー



写真4 エコロアース

特許のお知らせ

特許庁

2024年環境ハードウェアが2つの賞を受賞 (写真5)

愛知県は、2005年（平成17年）の「愛知万博（愛・地球博）」の開催に合わせて、循環型社会や脱炭素社会の実現を促進する「愛知環境賞」を創設し、積極的に取り組む企業や団体を表彰してきました。20回目を数える「2024愛知環境賞」において、当社は「排出される金属切屑の量や大きさに応じてカスタマイズできる独自の高精度脱油システム」（製品名：エコロアース）による功績が認められ、優秀賞を受賞しました。金属切削工程で発生する切削屑から切削油を分離し、リユース資源として活用を可能とした高精度脱油システムの開発が、サーキュラーエコノミーへの転換による循環型社会の形成に、大きく貢献するものと評価されました。

さらに、エコロアースは「第50回 令和6年度 資源循環技術・システム表彰」においても会長賞を受賞。同表彰制度は、一般社団法人産業環境管理協会が経済産業省の後援を受けて主催しており、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）などの資源循環のさらなる普及や、循環経



写真5

済への移行に寄与する技術、製品、ビジネスモデルを奨励し、持続可能な循環型社会の実現を推進することを目的としています。

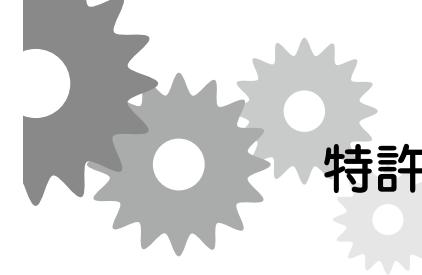
更に昨今の業界トレンドでもある省力化/省人化に向けた新商品の開発にて、賃金高騰や労働力不足への対処、人件費などのコスト削減、自動化による作業時間短縮などの生産性向上、人材不足の解消や事故リスクの抑制を実現します。

最後に・・・

当社は、1980年（昭和55年）に初めて金属切削油の分離・回収装置を開発・販売して以来、40年以上にわたり省資源、廃棄物発生の抑制、環境負荷の削減に向けた製品開発にチャレンジし、着実に成果を上げてきました。「愛知環境賞」と「資源循環技術・システム表彰」での受賞を励みに、エコロアースをより多くの金属加工メーカーへ提案していくとともに、お客様の潜在ニーズや社会の流れをつかんで環境ハードウェアの開発に取り組み、循環型社会の形成に貢献していきます。

1975年（昭和50年）に誕生してから50年。つねに「お客様満足のために自分たちに何ができるか」を考え、チャレンジを繰り返してきました。売上高は3億円弱から50億円超へと成長しました。これからは従業員やその家族の幸せと、地域社会の発展にも「そうぎょうに何ができるか、何をすべきか」という想いを注ぎ、次の50年に向かって歩き続けていきます。

皆様のお役に立てるよう、より一層精進して参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



AI関連発明の出願状況調査

近年、深層学習（ディープラーニング）を中心に、AI（Artificial Intelligence；人工知能）関連の技術がめざましい発展をみせており、AI関連の特許出願も技術分野をまたがって増加しています。また、AI研究者がノーベル物理学賞及び化学賞を受賞するなど、AIが人類の発展に与える影響への注目も集まっています。特に、2022年以降は、生成AIに関する技術やサービスが急速に発展しており、企業・教育・医療・行政など多様な分野で生成AIの導入が進み、社会に大きな変革を与えています。今後もAI関連の技術開発や特許出願が多数見込まれるところ、国内外におけるAI関連の出願の現況を明らかにするための調査を実施し、2019年7月より調査結果を報告しています。

このたび、2023年までの出願データをもとに調査結果を更新しましたので以下のとおり報告いたします。

- ・調査結果概要（PDF：1,065KB）（https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seisaku/ai/document/ai_shutsugan_chosa/gaiyo.pdf）
- ・報告書本体（PDF：2,367KB）（https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seisaku/ai/document/ai_shutsugan_chosa/hokoku.pdf）

報告書のサマリ（詳細は報告書本体を参照してください）

AI技術そのものに特徴がある発明（AIコア発明（※））に加え、AIを各技術分野に適

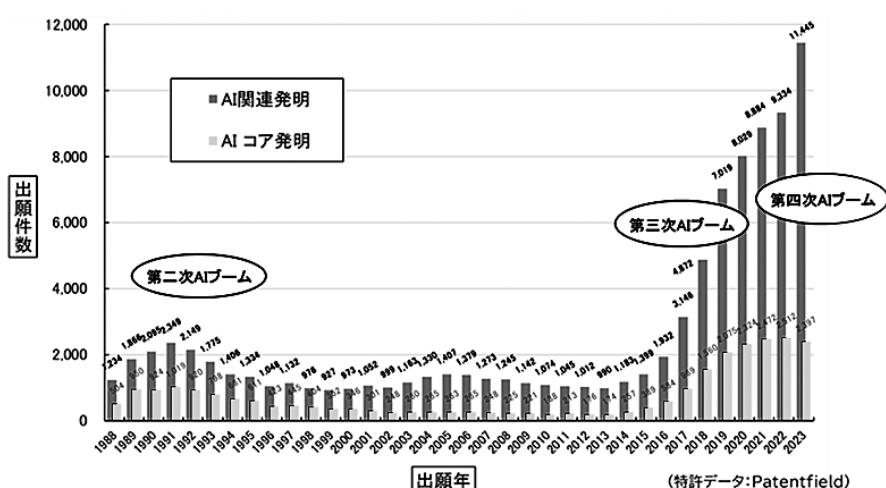


図1 AI関連発明の国内出願件数の推移

用したAI適用発明を「AI関連発明」と定義し、本調査の対象としました。

※AIコア発明：FIとして、G06N（「特定の計算モデルに基づく計算装置」。ただし、G06N10（量子コンピューティング）を除いています。）が付与されている特許出願。

・図1（AI関連発明の国内出願件数の推移）をみると、AI関連発明の特許出願件数は顕著に増加していることが分かります。AI関連発明の出願件数（棒グラフ：ピンク）は2014年以降急激に増加し、2023年の特許出願件数は約11,400件でした。

・AIコア発明の特許出願件数（棒グラフ：黄色）も同様に増加していましたが、近年は横ばいで、2023年の出願件数は約2,400件でした。

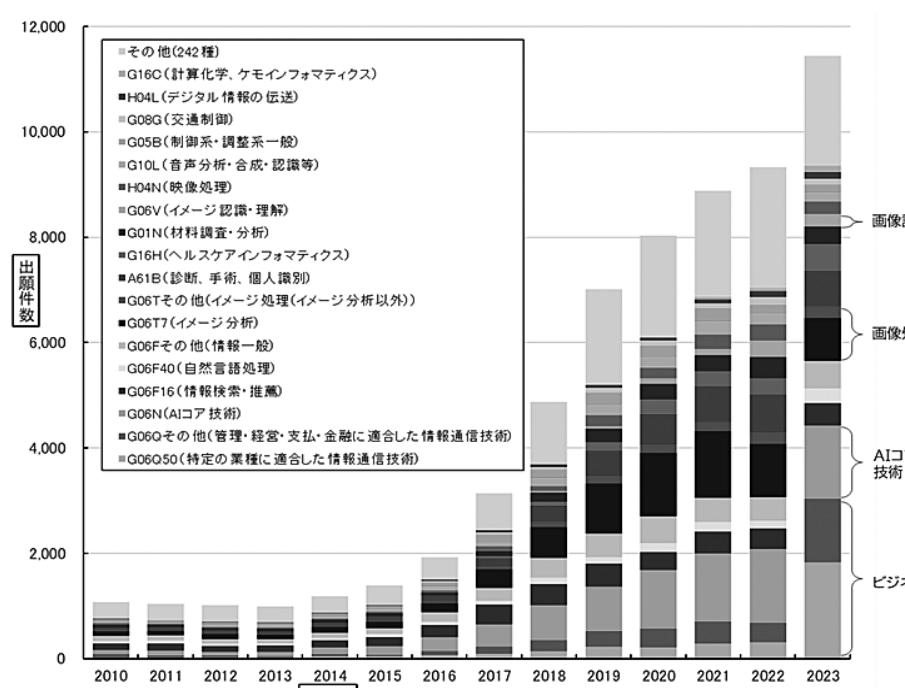


図2 AI関連発明の主分類内訳の推移

- ・図2（AI関連発明の主分類（※）内訳の推移）をみると、2014年から2022年には、AI関連発明の特許出願件数は増加傾向にありました。特に、AIコア技術（G06N）や画像処理・画像認識（G06T・G06V）といった主分類が付与された出願が顕著に増加傾向にあり、AI技術の適用先が拡大していることがうかがえます。
- ・2022年から2023年には、ビジネスに適合した情報通信技術（G06Q）が付与された特許出願件数の増加が顕著に見られました。この傾向は、生成AIに関連する技術やサービスの急速な発展に起因すると考えられます。

※主分類とは、その発明を最も適切に表現する特許分類を指します。

- ・図3（深層学習技術に言及するAI関連発明の出願件数の推移）をみると、「CNNに言及するAI関連発明」及び「RNNまたはLSTMに言及するAI関連発明」の特許出願件数は、2021年にかけて増加しましたが、

- その後は減少に転じています。
- ・「トランスフォーマに言及するAI関連発明」の特許出願件数は増加し続けています。
- ・図4（AIコア発明の各国・地域への特許出願件数の推移）をみると、2014年の「AI

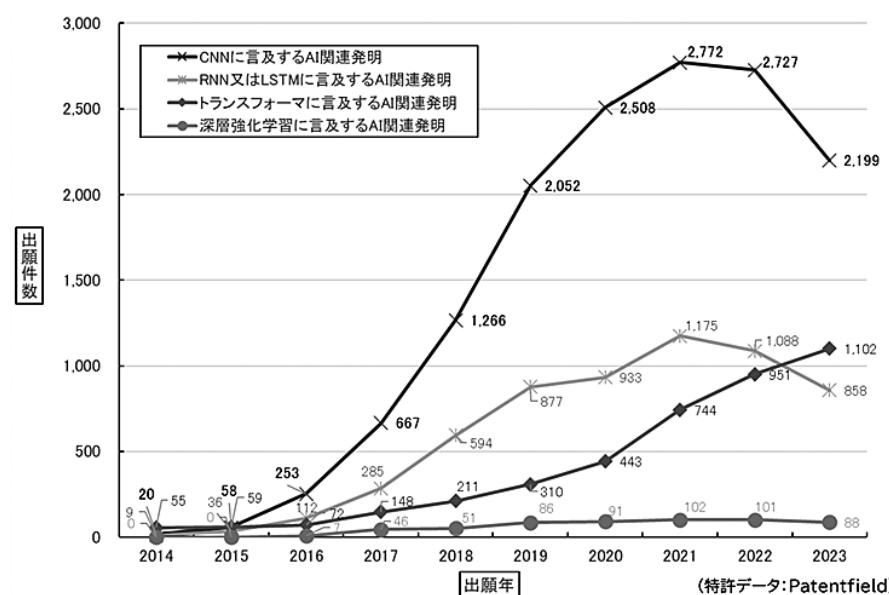


図3 深層学習技術に言及するAI関連発明の出願件数の推移
※「トランスフォーマ」は2017年に論文発表された技術であるため、2017年以前の出願件数データはノイズの可能性が高い。

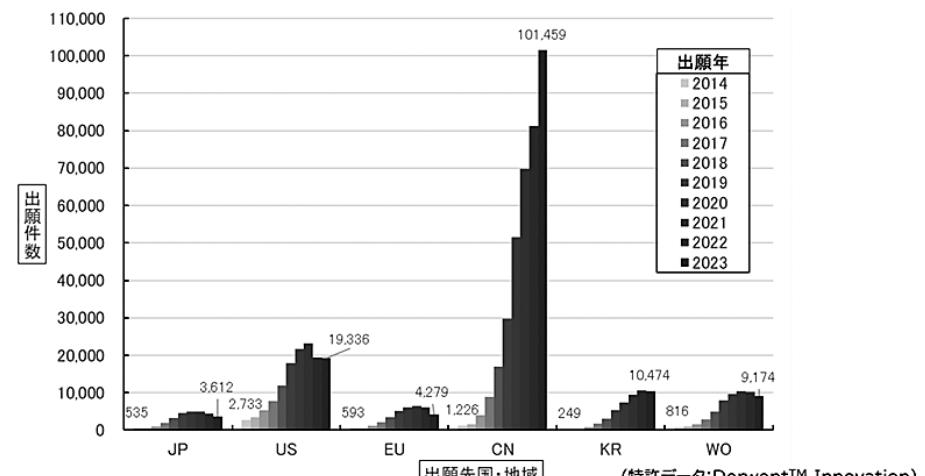


図4 AIコア発明の各国・地域への特許出願件数の推移
(各国2014年と2023年の出願件数を表記)

「コア発明」の中国への出願件数（1,226件）は、米国への出願件数（2,733件）の半分以下にとどまっていました。

- その後、中国への出願件数は急速に増加し、

2023年には中国への出願件数（101,459件）は米国への出願件数（19,336件）の5倍以上となりました。

・図5（日米欧中韓のAIコア発明の出願件

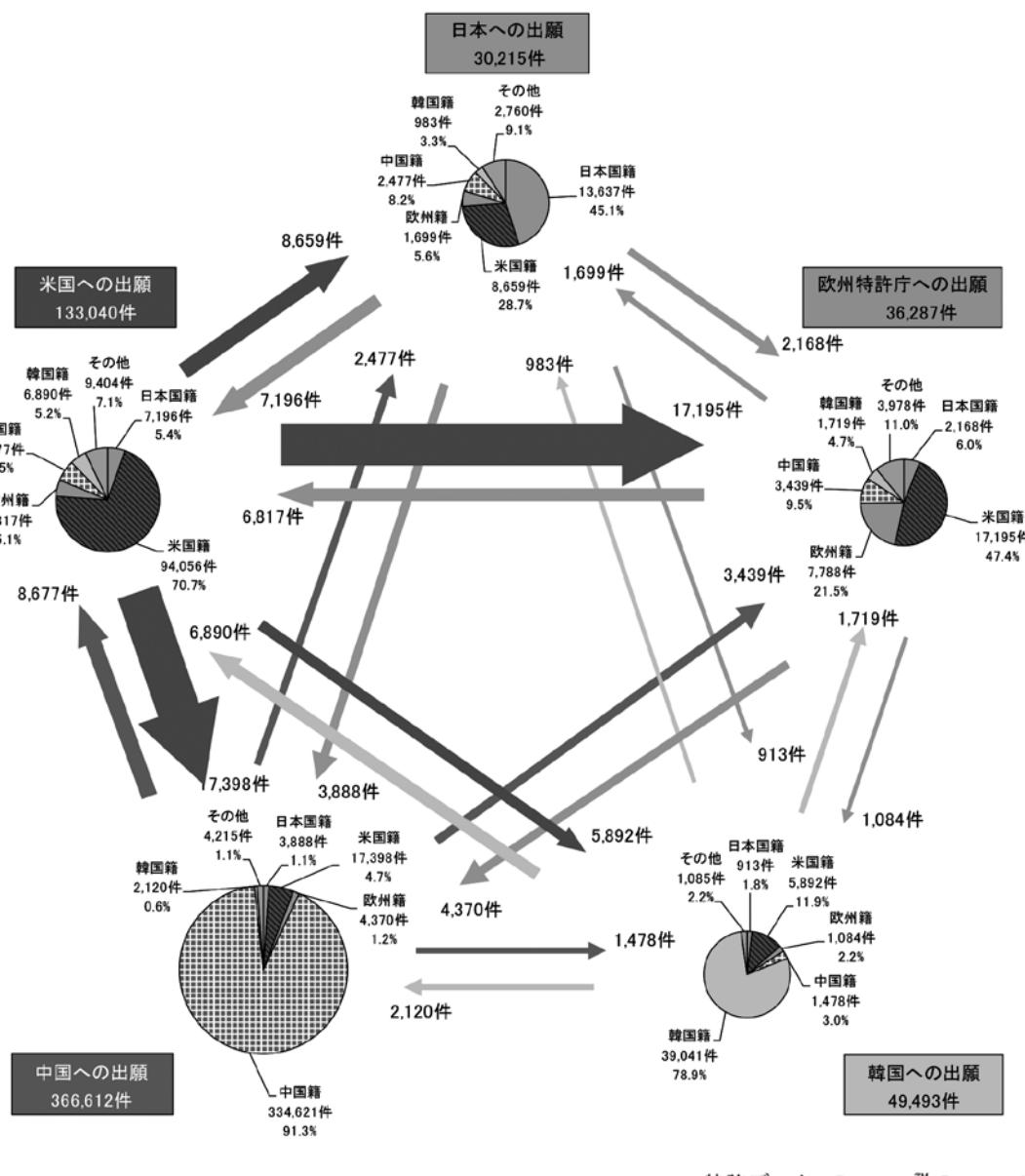


図5 日米欧中韓のAIコア発明の出願件数収支図（出願年：2014年-2023年）

数収支図）をみると、2014年から2023年のAIコア発明の出願件数について、日本への特許出願の出願人国籍は、日本籍が最も多く、次いで米国籍、中国籍でした。

- ・中国への特許出願の91.3%は中国籍出願人による出願となっています。

AI関連発明に関する参考情報

- ・WIPO Technology Trends - Artificial Intelligence (外部サイトへリンク) (https://www.wipo.int/tech_trends/en/artificial_intelligence/)
- ・AI関連技術に関する特許審査事例について (https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)
- ・ビジネス関連発明の最近の動向について (https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/biz_pat.html)
- ・English Page (2024) (The English Page (v2025) is currently being updated.) (https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/gaiyo/ai/ai_shutsugan_chosa.html)

[更新日 2025年10月31日]

お問い合わせ

特許庁 審査第四部 審査調査室
電話 : 03 (3581) 1101 内線3507

(*) 『AI関連発明の出願状況調査』 (https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html) を加工して作成



令和8年度税制改正大綱

朝日税理士法人

1. 概要

令和7年12月19日に令和8年度の与党税制改正大綱が公表されました。今回の大綱は、「物価高への対応」「強い経済」の実現に向けた対応等を基本的な考え方として、各種

税制上の措置が講じられることとなります。
今回は、令和8年度税制改正について、主な改正内容を概説します。

【法人税関係】

項目	内容	適用時期等
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げられます。	大綱に明記無し
特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア(一定規模以上のもの)で、特定生産性向上設備等(仮称)に該当するものを取得・事業供用した場合、即時償却と取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%)の税額控除との選択適用ができます。	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月末までに経済産業大臣の確認を受けた資産について適用
研究開発税制の見直し	産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で一定時期に重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定を受けたものの各事業年度において重点産業技術試験研究費の額がある場合には、その研究費の額の40%(特別重点産業技術試験研究費の場合は50%)の税額控除ができることがあります。	産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月末までに認定を受けた法人の各事業年度について適用
賃上げ税制の廃止・課税の強化	①全法人向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止されます。 ②中堅企業向け(従業員数が2,000人以下である法人向け)の措置は、令和9年3月31日をもって廃止され、次の見直しが行われます。 ・原則の税額控除率(10%)が適用できる場合が、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行:3%以上)の場合になります。 ・継続雇用者等給与支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置が、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%加算され、その増加割合が6%以上である場合は、15%が加算される措置とされます。 ・教育訓練費に係る上乗措置は廃止されます。 ③中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗措置は、廃止されます。	①令和8年3月31日をもって廃止 ②令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用 ③令和9年3月31日をもって廃止

【消費税関係】

項目	内容	適用時期等
インボイス制度に係る経過措置の見直し	①インボイス発行事業者となった一定の小規模事業者が、納税額を売上税額の2割とする特例が3割に改正の上、2年間延長されます。 ②免税事業者からの課税仕入に係る税額控除の経過措置について、控除可能割合が令和8年10月から70%、令和10年10月から50%、令和12年10月から30%とされます。	①令和10年9月30日までの日の属する各課税期間まで延長 ②令和13年9月30日まで延長

【所得税関係】

項目	内 容			適用時期等																								
年収の壁の178万円への引き上げ	所得税の負担開始水準が現行の160万円から下記①～④の合計の178万円に引き上げられます。(①と②は消費者物価指数の上昇率6%を考慮) ①合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額が58万円から4万円引き上げられ、62万円になります。 ②給与所得控除の最低保障額が65万円から4万円引き上げられ、69万円になります。 ③基礎控除額が加算される特例が5万円引き上げられ、最大42万円になります。 (合計所得金額が132万円以下の場合、37→42万円と5万円引き上げ) ④給与所得控除の最低保障額の特例が新設され、5万円追加となります。			①②③ 令和8年分以後の所得税について適用 ④ 令和8年・9年の所得税について適用																								
NISAの拡充	NISAの口座開設可能年齢の下限が撤廃され、18歳未満でも口座が開設できるようになります。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>つみたて投資枠</th> <th colspan="2">成長投資枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象年齢</td> <td>0～17歳</td> <td colspan="2">18歳以上</td> </tr> <tr> <td>年間投資枠</td> <td>60万円</td> <td>120万円</td> <td>240万円</td> </tr> <tr> <td>非課税保有限度額</td> <td>600万円</td> <td>自動的に移行</td> <td>1,800万円 1,200万円</td> </tr> <tr> <td>投資対象</td> <td colspan="2">積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託</td> <td>上場株式・公募等株式投資信託等</td> </tr> <tr> <td>払出し</td> <td>一定の要件の下、12歳以降払出しが可能</td> <td colspan="2">制限なし</td> </tr> </tbody> </table>					つみたて投資枠	成長投資枠		対象年齢	0～17歳	18歳以上		年間投資枠	60万円	120万円	240万円	非課税保有限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円	投資対象	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募等株式投資信託等	払出し	一定の要件の下、12歳以降払出しが可能	制限なし	
	つみたて投資枠	成長投資枠																										
対象年齢	0～17歳	18歳以上																										
年間投資枠	60万円	120万円	240万円																									
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円																									
投資対象	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募等株式投資信託等																									
払出し	一定の要件の下、12歳以降払出しが可能	制限なし																										

2. 実務上の留意点

今回の改正について、法人税においては、大胆な設備投資や研究開発に対する税制の創設や見直しがなされる一方で、賃上げ促進税制の廃止、縮小がなされることとなります。特に賃上げ促進税制は要件が厳しくなるため、前期に統一して適用を検討される際はご注

意ください。

また所得税については、昨年に続き基礎控除額等が変更となるため、今後の年末調整について控除額や使用する書式の変更点にご留意ください。

コラム：実務家のひとこと

(令和8年度からの「扶養親族等の数」の算定について)

令和7年度税制改正において、特定親族特別控除が創設されたことにより、令和8年以降に源泉徴収税額を計算する際の扶養親族等の対象範囲が広がります。

特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者と定義されますが、その特定親族のうち、年間の所得の見積額が100万円以下の人人が扶養親族等に含まれることとなります。

加えて、令和7年度税制改正に伴い、源泉徴収税額表も見直されています。令和8年分は「令和8年分 源泉徴収税額表」を用いて、給与の源泉徴収税額の計算を行っていただければと存じます。



海外情報

—JETROビジネス短信より—

欧洲13産業団体、EUに2040年目標の早期採択を要請、気候変動と競争力強化策は両立可能と訴え

(EU)

(2025年11月5日)

●ブリュッセル発

欧洲工作機械工業連盟(CECIMO)や欧洲風力協会(ウインド・ヨーロッパ)など、機械、電気・電子およびエネルギー関連の13の産業団体は10月30日、EUの温室効果ガス(GHG)排出削減に関する2040年目標案を支持し、早期採択を求める共同声明を発表した。

13団体は、GHG排出量を2040年までに1990年比で90%削減するという野心的な目標設定は、2050年の気候中立の実現に向けた予見可能な長期的な規制枠組みの土台となり、関連投資の呼び込みや産業競争力強化、化石燃料の輸入依存の低減に資するとした。さらに、EUが気候変動対策の国際的な取り組みを主導する立場を維持することが可能になると述べた。2025年11月10日から開催される国連気候変動枠組み条約第30回締約国会議(COP30)の前に採択することが重要と主張した。

しかし、2040年目標は、競争力低下への懸念などから、EU加盟国間の合意は先送りさ

れている。13団体も2040年までの90%削減は経済的にも容易ではないと認めつつ、エネルギー価格の引き下げやEU域内生産の維持策を早急に講じ、EUの産業競争力を強化することで達成は可能であると述べた。「域内産業の強化なくして、クリーンへの移行は不可能」と訴え、EUに対し規制の簡素化に優先的に取り組むよう要請した。

声明では、気候中立目標については、「気候変動対策」か「競争力強化」の二者択一を迫る議論となることが多いと指摘。しかし、EUは両方に同時に取り組むことで、GHG排出削減と域内のクリーン産業振興の両立を実現できると述べた。

(滝澤祥子)

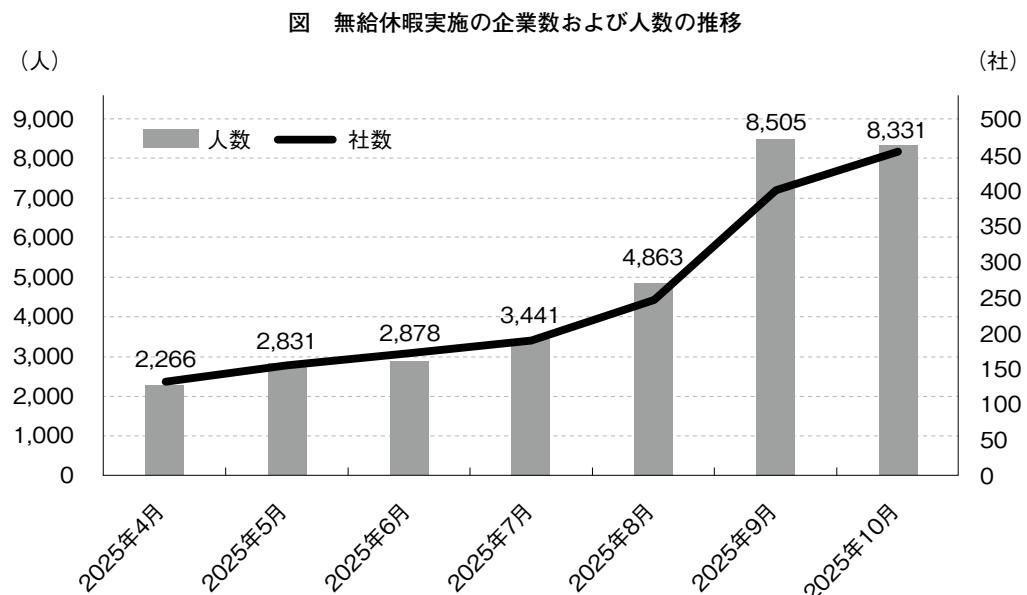
台湾で米関税政策の影響は金属・機械工業、地域は中部が最も深刻

(台湾、米国)

(2025年11月18日)

●調査部中国北アジア課

台湾労働部がこのほど発表した10月末の労使間協議による労働時間減少実施人数(いわゆる無給休暇)は8,331人となり、米国の追加関税が発表された直後の2025年4月末



(注)各月末時点の実施人数。

(出所)労働部労働統計

時点の2,266人から6,065人増加した(図参照)。無給休暇は、受注や生産減少などの状況下、従業員の解雇を避けるため労使が協議し、無給で労働時間を減らす際に使われる。

米国は台湾に対する相互関税率を4月2日に32%と発表し、その後の交渉を経て、7月31日にドナルド・トランプ米大統領が署名した大統領令では、同税率を20%〔+最惠国待遇(MFN)関税率の累加〕に引き下げた。台湾当局は同税率のさらなる引き下げとMFN税率との重複課税を行わないかたちを目指して交渉を継続中と説明しているが、同税率による相互関税の課税は、米国東部時間8月7日午前0時1分から適用されている。台湾の主要輸出品目の半導体や電子部品は相互関税の対象外とされているが(注1)、これら品目以外の従来型製造業では、相互関税

による影響が表れ始めている。また、1962年通商拡大法232条に基づく個別品目に対する調査結果(注2)次第で、半導体・同関連製品に対する追加税率が課される可能性もある。

台湾当局が行った従来型製造業に対する米国関税政策の影響分析結果によると、影響があるとされるのは、機械(1万6,000社、約30万人)、自動車部品(1,741社、約7万3,000人)、自転車(993社、約3万7,828人)、ねじ(2,011社、約3万9,000人)、金物(314社、約1万5,000人)、手工具(2,509社、約5万人)、プラスチック製品(企業数非公表、約15万5,700人)、紡績(企業数非公表、13万2,300人)など。企業数と就業人口が最も多いのは機械産業、うち工作機械は企業数1,666社、就労人数約3万4,000人に上るとされた。

業種別の無給休暇の実施人数を見ると、最も多いのは金属・機械工業の6,019人で、全体の72.2%を占める（表1参照）。地域別では中部の台中市が2,493人（シェア29.9%）と最多だった（表2参照、注3）。台中市には工作機械を含む機械が集積しており、影響が顕著となっている。台中市労働局によると、10月末までの同市の無給休暇の実施企業数は131社、2,493人、このうち関税と為替の影響を理由とした企業が125社、2,434人を占めた（「中国時報」11月13日）。

表1 2025年10月末時点の産業別の無給休暇人数
(単位:人)

業種	人数
合計	8,331
農、林、漁、牧畜業	—
鉱業・土石採掘業	—
製造業	7,849
金属・機械工業	6,019
電子機器工業	511
化学工業	711
民生(生活関連)工業	608
電力・ガス供給業	—
水道および汚水処理業	—
建設業	—
卸・小売業	338
運輸・倉庫業	3
ホテル・レストラン業	33
出版、情報サービス業	14
金融・保険業	—
不動産業	—
専門、科学技術サービス業	53
支援サービス業	41
公共行政、社会安全	—
教育業	—
医療保健・社会活動サービス業	—
芸術、娯楽・レクリエーションサービス業	—
その他サービス業	—

(注)各月末時点の実施人数。
(出所)労働部労働統計

従来型製造業への影響が広がる中、台湾全体の2025年1～10月の輸出額は半導体、人工知能(AI)サーバーなどのハイテク製品が牽引し、前年同期比31.8%増の5,145億ドルと高い伸びをみせている。台湾経済はマクロ的には好調を維持しているものの、域内ではハイテク産業とその他産業との間で格差が鮮明になっている。

表2 2025年10月末時点の各地域の無給休暇実施人数
(単位:人)

地域	人数
合計	8,331
新北市	612
台北市	112
桃園市	951
台中市	2,493
台南市	1,577
高雄市	272
宜蘭県	7
新竹県	79
苗栗県	124
彰化県	1,255
南投県	277
雲林県	—
嘉義県	120
屏東県	39
臺東県	—
花蓮県	11
澎湖県	—
基隆市	9
新竹市	51
嘉義市	11
金門県	—
連江県	—
科技産業パーク	216
サイエンスパーク	115
新竹サイエンスパーク	4
中部サイエンスパーク	111
南部サイエンスパーク	—

(注)各月末時点の実施人数。
(出所)労働部労働統計

注1：大統領令（2025年4月2日）の付属書2に列挙されている医薬品、半導体、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品などは、11月17日時点で相互関税の対象外とされている。また、4月5日に遡及（そきゅう）してスマートなどを対象外に追加、大統領令（9月8日）で付属書2を一部修正。

注2：米国商務省産業安全保障局(BIS)は2025年4月16日公示の官報（半導体／医薬品）で、232条に基づき、両品目の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表した。

注3：同市内の科学技術産業パークおよびサイエンスパークにおける実施人数は内数に含まず。

(江田真由美)

トランプ政権の対中政策 緊張と緩和が繰り返される 米中関係

(2025年12月9日)

ドナルド・トランプ米国大統領の政権2期目での対中政策は、基本的には強硬な姿勢を堅持しつつも、経済情勢やいわゆる「ディール」に応じて時に柔軟な姿勢もみせるなど、硬軟織り交ぜている。例えば、トランプ政権の目玉政策の1つである追加関税は、中国に対しては一時100%を超え、輸出管理は、その対象範囲を拡大する新規則の導入などによ

り強化した。だが、2025年10月30日の米中首脳会談を経て、追加関税率の引き下げや輸出管理の適用停止などで合意した。一時緊張が高まった両国関係は、現在、表面上は落ち着きを取り戻している。ただし、希土類(レアース)の中国依存が解消されておらず、将来の火種はくすぶり続ける。さらに、首脳会談での合意内容の認識に両国間で隔たりがある上、トランプ氏は必ずしも「対中タカ派」ではないとも指摘されている。こうした状況から、トランプ政権下の米中関係は、今後も緊張と緩和を繰り返すと予測される。

〈変遷するトランプ政権による対中措置〉

トランプ政権2期目の初めての追加関税は、合成麻薬フェンタニルの流入阻止を目的とした対中追加関税だった。トランプ氏は2025年2月1日、同目的の下、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、中国、メキシコ、カナダに対して2月4日から10%の追加関税を課すと発表した。メキシコとカナダに対しては、追加関税賦課時期を延期したものの、中国に対しては予定通り追加関税を課した。その後3月になると、フェンタニルの流入危機が沈静化していないことなどを理由に、中国に対する追加関税率を20%へと引き上げた。

米中両国の追加関税率が大きく動いたのは、トランプ氏が4月に発表した相互関税だった。トランプ氏は世界全体に対して追加関税を課す相互関税を発表し、中国に対する相互関税率を34%に設定した。これに反発した中国は即日、米国に対する対抗措置を決定

し、米国が中国に課している相互関税率と同じ34%の制裁関税を発動した。これを受けトランプ氏は、相互関税率の引き上げを決定した。すると、中国も同様に制裁関税を引き上げた。わずか数日のうちに両国は複数回、関税率を引き上げ、最終的に相互関税率は125%にまで上昇した。ただし、100%を超える高い関税率は長くもたず、5月には米中双方の追加関税率の引き下げで合意した。その後、両国は閣僚を中心に、通商協議を続けることになる。

輸出管理の面では、トランプ政権は3月、輸出管理規則（EAR）上のエンティティーリスト（EL、注1）に、中国を含む複数の国の80の事業体を追加した。中国に関しては、軍事転用できる高性能のコンピューティング能力や量子技術の取得の制限、極超音速兵器の開発阻止を理由とした。4月になると、トランプ政権が米半導体大手エヌビディアの人工知能（AI）向け半導体「H20」や、アドバンスト・マイクロ・デバイセズ（AMD）の半導体「MI308」を輸出管理対象に加えた、と報道された（注2）。バイデン前政権は、先端半導体に対する輸出管理を複数回にわたって強化したため、H20は報道時点で、中国に輸出可能なAI向け半導体の中で最も優れたモデルだといわれている。

その一方で、トランプ政権は5月に、バイデン前政権下で制定されたAI向け半導体の輸出管理を強化する、いわゆる「AI拡散規則（AI Diffusion Rule）」を撤回した（注3）。AI拡散規則についてトランプ政権は、米国のイノベーションを阻害し、企業に過度の規

制負担を課すものだと批判した。実際、AI拡散規則に対しては産業界から、「業界の有意義な意見を一切聞かずに、これほど大規模かつ影響力のある政策転換が急きょ決定されたことに、われわれは深く失望している」（米国半導体工業会：SIA）、「米国の競争力やグローバルな同盟関係への影響をほとんど考慮していない」（情報技術産業協議会：ITI）といった声明が出されていた。さらに8月になると、トランプ政権は、エヌビディアおよびAMDと、中国への半導体輸出について、販売収益の15%を米政府に納付することを条件に、ライセンスを発給することで合意した。

だが9月には、ELなどに掲載される事業体が50%以上所有する事業体も輸出管理の対象とする「関連事業体ルール」を発表した。通商に詳しい法律事務所は、ELなどへの事業体の掲載数は現在3,000程度だが、関連事業体ルールによって輸出規制の対象となる事業体は数万単位に増加する可能性が高い、と指摘している。ELへの中国の事業体の掲載数は多く（注4）、関連事業体ルールの施行は、実質的に対中輸出管理強化にもなっている。

そのほかトランプ政権は、1974年通商法301条に基づき、中国企業が所有・運航する船舶、中国で建造された船舶、米国外で建造された自動車運搬船などの入港料金の徴収や、トランプ政権1期目の2020年に合意されたいわゆる「第1段階の米中経済・貿易協定」の中国の履行状況の調査も開始している。また2026年1月には、バイデン前政権下で決定した対中301条関税率の引き上げが、リチウムイオン電池や天然黒鉛（グラファイト）な

表1 トランプ政権2期目の米中関係(米国による主要な対中通商措置)

日付	内容
2025年2月4日	不法移民や合成麻薬フェンタニルの流入阻止を目的に、IEEPAに基づき、中国原産品へ10%の追加関税賦課
3月4日	IEEPAフェンタニル関税率を20%に引き上げ
3月26日	輸出管理規則（EAR）上のエンティティーリスト（EL）に、中国、イランなどの80の事業体を追加
4月2日	相互関税を発表。中国に対する相互関税率は34%に設定
4月9日	中国に対する相互関税率の125%への引き上げを発表
4月15日	商務省がエヌビディアのAI向け半導体「H20」、AMDの半導体「MI308」を輸出管理対象に加えたと報道
5月12日	経済と貿易に関する共同声明発表（ジュネーブ合意）。相互関税率を引き下げ、ベースライン関税と同じ10%に
5月13日	バイデン前政権下で制定されたAI向け半導体への輸出管理を強化する「AI拡散規則（AI Diffusion Rule）」の撤回を発表
5月28日	商務省が中国に対する航空機部品および半導体技術の輸出許可を一時停止したと報道
5月末	米国の石油ガス輸送大手エンタープライズ・プロダクツ・パートナーズとエナジー・トランスファーに、石油化学原料のエタンとブタンの対中輸出に、ライセンス取得を要求すると通知したと報道。その後、輸出管理は解除との報道も
6月5日	米中首脳による電話会談。中国のレアアース輸出管理などを協議
6月9日	米中閣僚によるロンドンでの通商協議。中国人留学生のビザ審査緩和の意向などを発表
8月8日	トランプ政権が、エヌビディアとAMDに対し輸出ライセンスの発給を開始。両社は、輸出ライセンス取得条件として販売収益の15%の米政府への納付で合意
9月29日	ELなどに掲載される事業体が50%以上所有する事業体も輸出管理の対象とする「関連事業体ルール」を発表
10月14日	301条に基づく入港料金徴収を開始
10月24日	301条に基づく第1段階の米中経済・貿易協定の中国の履行状況の調査を発表
10月30日	米中首脳会談。IEEPAフェンタニル関税率の引き下げなどで合意
11月4日	中国に対する34%の相互関税を2026年11月10日まで停止（ただし、ベースライン関税10%は適用）。IEEPAフェンタニル関税率の20%から10%への削減を発表
11月9日	301条に基づく入港料金徴収などの2026年11月9日までの停止を発表
11月10日	「関連事業体ルール」の2026年11月9日までの停止を発表
11月26日	301条関税率の適用除外期限を2026年11月10日まで延長
2026年1月1日	バイデン前政権下での決定に基づき、EV用以外のリチウムイオン電池、天然黒鉛・永久磁石、フェスマスク、医療用手袋への301条関税率を引き上げ予定

出所：米国政府発表、メディア報道などから作成

どに対して行われる（表1参照）。

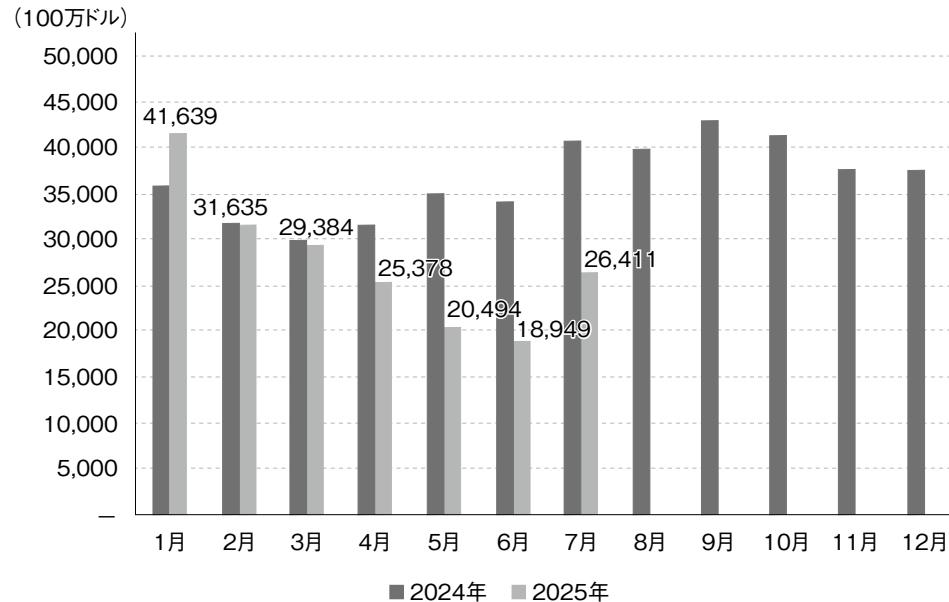
〈新型コロナ禍の水準まで低下した米国の対中輸入額〉

このように、米国の対中政策の不確実性が増す中、米国の対中輸入額は2025年に入り大きく減少した。1月こそ416億ドルと前年同月の358億ドルを上回ったが、2月以降は前年同月を下回る水準で推移し、6月には189億ドルまで縮小した（図参照）。米国の対中輸入額が月別で200億ドルを下回ったのは新

型コロナウイルス禍の2020年3月以来で、さらにそれ以前では、世界金融危機から間もない2009年2月にまでさかのぼる。

1～7月までの米国の中輸入額を2024年と2025年で比較すると（注5）、同期間に上位10品目全てで輸入額が減少した。特に、輸入額が大きいノートパソコン（PC）やスマートフォンで大きく減少した。2024年の同期間に、輸入額が最大だったノートPCは前年同期比で57.8%減、次に大きいスマートフォンは35.3%減となった（表2参照）。

図 米国の対中輸入額(月別)



出所：米国際貿易委員会(USITC)から作成

表2 米国の対中輸入額(1~7月)(単位:100万ドル)(△はマイナス値)

HTSコード	品目	2024年	2025年	前年同期比
847130	ノートPC	18,772	7,917	△57.8
851713	スマートフォン	18,439	11,925	△35.3
850760	リチウムイオン電池	7,782	7,595	△2.4
950300	三輪車など	6,025	4,982	△17.3
851762	スイッチング・ルーティング機器	4,435	3,400	△23.3
847330	パソコン用部品	3,740	3,577	△4.4
300490	医薬品	3,162	2,487	△21.3
852852	モニター	2,800	2,148	△23.3
392690	プラスチック	2,273	2,102	△7.5
392410	プラスチック製食器など	2,013	1,646	△18.2

注：デミニミス・ルール適用品目(HTSコード：999995)を除く。

出所：米国際貿易委員会(USITC)から作成

これらはいずれも、例外的に相互関税の対象外品目として指定されているが、米国は中国原産品に対して、IIEPAフェンタニル関税や301条に基づく追加関税を課しており、ノートPCやスマートフォンはこれら追加関税の対象となっている。さらに中国原産品は、

1962年通商拡大法232条に基づく産業別の追加関税の対象にもなっている。これらの追加関税率は基本的に累積されるため、中国原産品に対しては、他国と比して高い追加関税率が課されている。

〈1年間待たず、緊張が再度高まる見込みの米中関係〉

米国の対中輸入額の減少が続く中、米中関係は10月から11月にかけて1つの節目を迎えた。トランプ氏と習近平国家主席は10月30日、韓国で首脳会談を行い、追加関税率の修正や輸出管理措置の緩和などで合意した。中国は、レアアースなどに対する輸出管理の緩和、フェンタニルに対する規制強化などのほか、米国の最大の対中輸出品目である大豆の輸入再開を約束した（注6）。一方で米国は、対中IIEPAフェンタニル関税の半減、中国に対する相互関税率の維持（2026年11月10日まで10%）、EAR上の関連事業体ルールおよび中国船の入港に対する手数料徴収の1年間の停止、などで合意した。米国はこれら合意事項を着実に履行しており、現在、米中の通

商関係は、少なくとも表面上は落ち着きを取り戻している（表3参照）。

だが、米中関係は、各種通商措置の1年間の停止期限を待たず、再度不安定化するとみられている（注7）。合意内容の認識に、米中間で差異があるとみられるためだ。とりわけ、中国のレアアースの輸出管理措置に対する認識の齟齬（そご）が指摘されている。米中合意に関する米国のファクトシートでは、中国がレアアース、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、黒鉛に対する一般（包括）輸出許可の発行で合意したことから、「2023年以降に中国が課した輸出管理は事実上撤廃した」と評価している。これに対し、11月9日に中国が発表した措置は、2024年12月の「軍民両用品目に関するガリウムやゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料への対米輸出の

表3 米国のファクトシートに基づく米中合意内容

国名	合意内容
中国	10月9日に発表した全世界向けのレアアースに関する輸出管理と関連措置の停止
	レアアース、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、黒鉛（グラファイト）に対する一般（包括）輸出許可の発行
	米国への合成麻薬フェンタニルの流入を阻止するための措置の履行。具体的には、北米向け特定指定化学物質の出荷停止、その他の特定化学物質の全世界向け輸出の厳格な管理
	2025年3月4日以降に発表した全ての報復関税を停止
	2025年3月4日以降に米国に対して実施した全ての報復的非関税措置の停止または撤廃。これには、米国企業を中国のエンドユーザーリストや、信頼できないELに掲載した措置も含まれる
	米国産大豆を11～12月に少なくとも1,200万トン購入し、2026～2028年の各年に少なくとも2,500万トンを購入。米国産ソルガムや広葉樹原木の購入再開
	オランダ系半導体メーカー、ネクスペリアの中国国内施設からの出荷再開
	301条に基づく米国の中華人民共和国の輸入品に対する手数料徴収に対する報復措置の撤廃、海運事業者に対する制裁の解除
	米国からの輸入品に対する関税除外措置の2026年12月31日までの延長
	半導体サプライチェーンに関する米国企業を対象とした各種調査（反差別調査やアンチダンピング（AD）調査を含む）の終了
米国	フェンタニルの流入抑制を目的とする中国への追加関税10%分を11月10日から撤廃。中国に対する相互関税率を2026年11月10日まで10%に維持
	11月29日に期限が切れる301条追加関税の適用除外措置を2026年11月10日まで延長
	EAR上の「関連事業体ルール」の適用を11月10日から1年間停止
	301条に基づく中国船の入港に対する手数料徴収を11月10日から1年間停止

出所：米政府発表のファクトシートから作成

原則不許可」「黒鉛に関する対米輸出の厳格な審査」の2つの条項の1年間の停止にとどまる。2024年12月の措置に含まれる「米国の軍事関連企業向け、または軍事用途の軍民両用品目の輸出禁止」を定めた条項は停止していない。従って、米中合意による約束事項の履行後も、中国は引き続き、米国の軍関係向けにはレアアースの輸出を規制できる制度が残っている。米中関係に詳しいワシントンの識者は、「米国のファクトシートでは、中国の輸出管理に関する全ての課題が解決したような書き方だが、仮にそうなれば、この1年間、米国はレアアースを大量に買える。こうして在庫を積み増せば、1年後の停止期限が切れる際に、中国はレアアースをレバレッジとして使えなくなる。こうした状況を中国が許すはずはない」と指摘している。こうした状況が起きた背景には、米国政府が誤った認識の下で交渉していた、あるいは実務に詳しい専門的知識を有する閣僚などの関与が不十分な状態でファクトシートを作成した可能性がある。実際に、米国のファクトシートは発表当初、「中国の一般（包括）輸出許可の発行は、中国が2025年4月と2022年10月に課した規制の事実上の撤廃を意味する」と記載していたが、中国が行った2022年10月の措置は確認できておらず、その後、当該部分が削除されるかたちで修正されている。

そのほか、フェンタニルの輸出管理強化についても、そもそも違法状態で輸出されている状況を取り締まれていない中、具体的な管理強化の方法に言及していないことから、どのように規制するか不透明で実効性には乏し

いとみられる。これらから、10月の米中合意は、「米国の対中依存を緩和するために時間を買っただけで、米中間にある課題を何も解決していない」との評価がワシントンではなされている。

〈緊張と緩和を繰り返す米中関係〉

トランプ政権発足後1年弱の対中政策を振り返ると、トランプ氏は中国に対して、100%を超える追加関税を課すなど時に極端な措置をとることがあるものの、中国や米国企業とのディール次第で方向性を軌道修正している。輸出管理についても、一貫した方針はみられない。特に先端半導体は軍事力向上につながるため、米国政府内でも安全保障上の理由から対中輸出には慎重になるべきとの意見がある。一方で、過度な規制は米国企業にとって大きな中国市場を失いかねないと意見もあり、米国内で意見は統一されていない。こうした状況から、バイデン前政権下では、先端半導体などの重要技術に対象を限定して厳格に保護する「小さい庭に高い壁（small yard, high fence）」の方針をとってきた。だが、トランプ氏は安全保障などよりも相手国や企業との個別のディールを優先している。例えば、エヌビディアへの対中輸出許可の発行については、「ほとんど全ての国家安全保障会議（NSC）の職員が止めたにもかかわらず、トランプ氏は認めた」といわれている。また、トランプ氏に対しては、「中国に対するイデオロギー的な対立意識を、全く持っていないだろう」「中国から投資が増えることに対する政権内の中国タカ派からの批

判について気にしない」との指摘があり、「トランプ氏はJ.D.バンス副大統領やマルコ・ルビオ国務長官などのような対中タカ派ではない」との評価もある。これらに加え、トランプ氏は10月の米中首脳会談で台湾に関して言及しなかったことや、中国の人権問題を指摘せず、民主主義の価値を啓発しないことなどから、「中国にとって史上最も良い大統領」との見方さえある。さらに、レアアースのような重要な資源のサプライチェーンを中国に依存している状況を変更するには時間が必要で、一朝一夕には解決できない。今後しばらくは、中国への依存が続くことになる。これら状況に鑑みれば、トランプ政権下の米中関係は、今後もその時々の情勢によって、緊張と緩和を繰り返すと予測される。

注1：ELは、米国政府が「米国の国家安全保障または外交政策上の利益に反する行為に携わっている、またはその恐れがある」と判断した団体や個人を掲載したリストで、それらに米国製品（物品、ソフトウェア、技術）を輸出・再輸出・みなし輸出などを行う場合には、BISの事前許可が必要となる。

注2：イズインフォームドレターを通じた措置とみられる。イズインフォームドレターとは、特定の製品や技術が特定の事業体や仕向地などに輸出などされる場合に、ライセンスが要することを、取引相手の企業に個別に通知するもの。対象となる取引を必要なライセンスなしに行った場合、EAR違反とな

る。レターの送付などについて、政府から公式発表する必要はない。時間をかけて規則を変更する必要がなく、具体的な取引を禁止できるため、トランプ政権は、このイズインフォームドレターを多用するとみられている。

注3：撤回し、新たな規則を公開するといわれているものの、執筆時点でまだ新規則案は発表されていない。

注4：中国のほか、ロシアなどの事業体も多く掲載されている。

注5：執筆時点で7月が最新データ（政府閉鎖の影響により、貿易データの公開が遅れた）。

注6：米国の2024年の大豆（HTSコード120190）の対中輸出額は126億ドルで、対中輸出総額の8.8%を占め1位。2位は民間航空機で、116億ドル。だが、2025年の輸出額は7月まではゼロとなっている。

注7：当該段落以降の有識者の見方は、筆者による首都ワシントンの米中関係に詳しい業界団体やシンクタンク、大学の研究者、連邦議会スタッフなどへのインタビューに基づく（2025年11月12～14日）。

成長続く欧洲防衛・航空産業、 今後も研究開発への 投資拡充が力ぎ (EU) (2025年12月10日)

●ブリュッセル発

欧洲航空宇宙防衛産業協会(ASD)は12月2日、2024年の欧洲の防衛および航空産業の売上高や雇用者数などに関する報告書を発表した。売上高は前年比10.1%増の約3,257億ユーロと4年連続の2桁成長となり、直接雇用者数は過去最高の110万3,000人だった。防衛産業は近年の安全保障の強化やウクライナへの支援継続を背景に、13.8%増の約1,834億ユーロだったが、航空産業は供給の制約や人手不足、高いエネルギー価格が影響し、6%増の約1,291億ユーロだった。宇宙産業は3.1%増の約133億ユーロだった。

防衛および航空産業は、欧洲各国の防衛費増額や防衛力強化の動き、EUの航空部門の温室効果ガス(GHG)排出の削減推進が追い風となり、さらなる成長が見込まれる。ASDは、「供給網の強靭(きょうじん)化と生産能力の拡大に取り組む必要がある」とし、特に防衛装備品のEU域外への依存低減と、投資の継続を重視する。2024年の研究開発投資額は前年比9.4%増の約252億ユーロで、うち63%は防衛産業関連(13.7%増の159億ユーロ)で、航空産業は2.9%増の約93億ユーロだった。

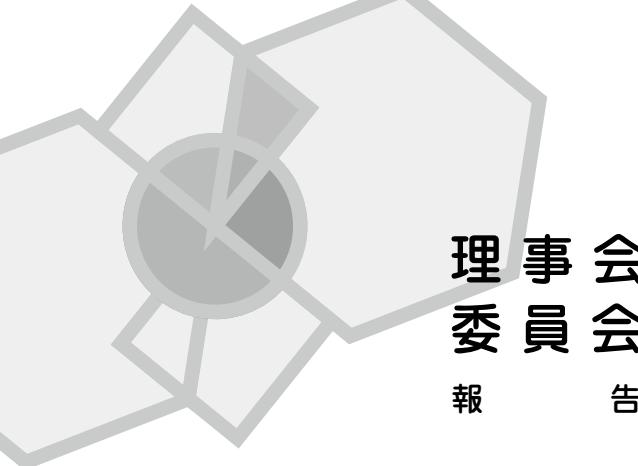
ASDは、欧洲の航空産業は航空機・エンジン・部品や航空交通管理に強みを持ち、「欧洲が世界を主導する数少ないハイテク部門の

1つ」と位置付ける。同産業の国際競争力の維持は極めて重要であり、EUおよび加盟国に対し、研究開発支援の拡充などを含む、航空産業のネットゼロや競争力強化に向けた戦略の策定を要請する提言書を同日に発表した。主な提言は次のとおり。

1. 航空産業を戦略的重要産業と認定し、EUの2028～2034年の次期中期予算計画(MFF)において、GHG排出が少ない航空機や新世代の航空交通管理システムの開発など、同部門の研究開発支援に少なくとも60億ユーロを確保
2. 重要原材料の安定供給やエネルギー価格引き下げ、積層造形技術(注)などを活用した製造方法の近代化による産業基盤と供給網の強化
3. EUレベルでの持続可能な航空燃料(SAF)や水素の活用促進策の実施
4. 企業の規制順守に伴う負担軽減と、人工知能(AI)など新興技術について調和のとれた規制を策定
5. 国際民間航空機関(ICAO)や2国間協定を通じ、欧洲発の技術の国際的普及促進や公正な競争環境の確保

(注)立体物を輪切りにした断面データをもとに、樹脂・粉体などの薄い層を積み重ねて立体物を製作する技術のこと。

(滝澤祥子)



理事会 委員会 報 告

理 事 会

第80回 2025.11.20(木) ホテルニューオータニザ・メインアーケード階
「麗の間」出席30名(理事26名 監事4名)

1. 報告事項
 - (1) 委員会報告
 - (イ) 総合企画委員会(柚原専務理事)
10月16日(木)・17日(金)、19社・21名の参加を得て会員代表者懇談会を開催し、株式会社IHI・相馬工場及びTHK株式会社・山形工場を訪問した。また、FNS株式会社及び山科精器株式会社からの入会申請について審議を行い、次回理事会に諮ることとした。
 - (ロ) 技術委員会(家城委員長)
研究開発部会及び標準化部会の活動について、報告を行った。
 - (ハ) 経営委員会(五十嵐委員長)
工作機械工業 経営状況調査集計結果について、報告を行った。
 - (二) 市場調査委員会(山畠副委員長)
10月3日(金)に第1回委員会を開催し、今期の委員会組織構成や人事、運営方針について報告を行った。
 - (ホ) 國際委員会(松浦委員長)
9月4日(木)に幹事会を開催し、今期の活動計画等について討議した。今期の調査研究テーマは、「インド・中国を軸にアジア全体の成長市場における工作機械の需要産業」と「関税をはじめとした、アメリカの政策・産業動向」とすることとした。
- (ロ) 工作機械トップセミナーの開催結果について
MECT2025の会期に合わせ、10月26日(日)に第20回工作機械トップセミナーを開催し、全国39校から238名の学生が参加

(ヘ) 環境安全委員会(齋藤副委員長)
環境自主行動計画に基づく2030年CO₂排出量及び2025年廃棄物削減目標について、報告を行った。

(ト) 見本市委員会(沖田副委員長)
JIMTOF2026は、会場制約があるため、予め、前回の出展実績に応じた小間数の削減調整をお願いした結果、会員99社・1,790小間の出展申込みがあった。

(チ) 輸出管理委員会(荒井委員長)
10月16日(木)に委員会を開催し、今期の組織体制及び活動スケジュール、今年度の活動案、誓約違反低減に向けた取り組み等について、審議・報告を行った。

(2) 諸報告
柚原専務理事より、以下の通り報告があった。

(イ) EMO HANNOVER 2025について
EMO HANNOVER 2025は、9月22日(月)～26日(金)までの5日間、ドイツ・ハノーファー市の国際見本市会場で開催され、45カ国・地域から約1,500社が参加し、当会からは36社が参加した。9月23日(火)には、坂元会長、菅田委員長、岩瀬常務出席のもと、JIMTOF広報を目的としたJapan Dayを開催した。

(ロ) 工作機械トップセミナーの開催結果について
MECT2025の会期に合わせ、10月26日(日)に第20回工作機械トップセミナーを開催し、全国39校から238名の学生が参加

した。当日は、株式会社松浦機械製作所の松浦社長による、工作機械の魅力をテーマとした基調講演が行われた。

(ハ) 第64回日工会野球大会の結果について

10月9日(木)・10日(金)、東京・大井スポーツセンターで第64回日工会野球大会が開催され、7チームが参加した。熱戦の末、牧野フライズチームが悲願の初優勝を飾った。

(二) パブリックコメントの提出について

9月2日(火)、米国商務省産業安全保障局(BIS)は、通商拡大法232条に基づき、ロボットや産業機械等の輸入に関する調査を開始した。本調査には工作機械も含まれており、これを受け、正副会長及び委員長の確認を得て、10月15日付でパブリックコメントを提出した。

(ホ) 今後の日工会関連行事予定について

総合企画委員会

— 委員会 —

- 2025.11.20(木)ホテルニューオータニ 出席10名
・FNS(株)と山科精器(株)の入会について、審議の結果、次回理事会に上程することとなった。
・会員代表者懇談会の結果について報告があった。

技術委員会

— 委員会・幹事会 —

第1回 2025.11.21(金)職業能力開発総合大学校 出席13名

- 千田部会長(研究開発部会)及び岡田部会長(標準化部会)より、2025年度活動中間報告・2026年度活動計画(案)について説明があり、各内容について了承された。
- 事務局よりドイツのManufacturing-Xに関する状況及び経済産業省の産業人材育成プランについて説明が行われ、意見交換を行った。
- 幹事会に続き、職業能力開発総合大学校の見学を実施した。

— 研究開発部会 —

第2回 2025.11.19(水)機械振興会館+WEB会議 出席16名

- 事務局より研究開発部会の2025年度中間活動報告及び2026年度活動計画(案)について説明があり、各内容について了承された。また、同内容については、11月21日(金)に開催する第78回技術委員会・幹事会において、千田部会長よりご報告いただくことを確認した。
- 事務局よりManufacturing-Xに関する状況、経済産業省の産業人材育成プラン、工場関連IoT製品におけるJC-STAR活用検討会について説明が行われ、意見交換を行った。

IMEC2026運営委員会

第2回 2025.11.17(月)WEB会議 出席21名

- 前回運営委員会での決定事項の確認を行ったのち、IMEC2026のオーラルセッションスピーカーの打診状況確認を行った。一部未定の講演について今後調整することになった。
- テキストの体裁について、論文形式・PPT形式両方の提出を可とした。

— 標準化部会 —

第1回 2025.11.14(金)WEB会議 出席13名

- ジェイテクトの井土氏に代わり、ヤマザキマザックの岡田氏が、新部会長に就任した。部会長の交代に伴い、副部会長にニデックオーケー工業の大久保氏、ジェイテクトの納谷氏が新たに就任した。また、三菱電機の加納氏が新たに幹事として就任した。
- 各専門委員会の委員長から、2025年度における各専門委員会の活動報告及び2026年度活動計画案について審議し、それぞれの内容について了承された。なお、同報告内容については、技術委員会幹事会にて部会長より報告することとした。

電気・安全規格専門委員会

— 旋盤安全WG —

第39回 2025.12.22(月)WEB会議 出席●名

- 2025年11月10日にオンラインで開催されたISO/TC39/SC10/WG3(旋盤の安全)国際会議について、報告があった。
- ISO 23125-1(旋盤の安全)2nd DIS投票に対する日本コメントについて、検討した。

— 研削盤安全WG —

第90回 2025.11.10(月)機械振興会館+WEB会議 出席7名

- ISO 16089(研削盤の安全性)(第2版)の翻訳について、審議した。
- JIS B 6033(研削盤の安全性)を改定するため、JIS原案作成員会委員会の立ち上げについて、検討した。

— マシニングセンタ安全WG —

第58回 2025.12.3(水)WEB会議 出席12名

- 2025年10月28日～30日にオンラインで開催されたISO/TC39/SC10/WG4(マシニングセンタの安全)国際会議について、報告があった。

制御規格専門委員会

— 旋盤安全WG —

第60回 2025.12.8(月)WEB会議 出席12名

- 2025年10月20日～23日に中国・南京市で開催されたISO/TC184/SC1(製造リソースの定義と制御)、ISO/TC184/SC1/WG7(CNCデータモデル)、ISO/TC184/SC1/WG10(工作機械のNCシステム)及びISO/TC184/SC1/WG11(サイバーフィジカル工作機械システム)国際会議報告について、報告があった。
- 日本提案による新しい規格番号での規格開発について、検討した。

市場調査委員会

— サービス部会 —

第3回 ➤ 2025.12.3(水)機械振興会館+WEB会議 出席22名

1. 2025年度サービスエンジニア共通教育「集合教育」について総括し、2026年度の実施に向けて討議した。
2. 工作機械サービス技能検定第2回3級試験の実施結果を確認し、オンライン試験で発生したアクシデントの対策及び2級検定試験の受験資格付与の観点から討議した。

—受注見通しWG—

第2回 ➤ 2025.11.11(火)日工会会議室 出席5名

1. 会員宛アンケートの中間集計結果を確認した。
2. 回帰分析用収集資料及び各項目の試算に採用する係数について確認した。

第3回 ➤ 2025.11.25(火)日工会会議室 出席5名

1. 2026年受注見通しの策定に関し、試算作業及び意見交換を行った。

第4回 ➤ 2025.12.5(金)日工会会議室 出席4名

1. 2026年受注見通しの策定に関し、試算作業及び意見交換を行った。

第5回 ➤ 2025.12.8(月)日工会会議室 出席5名

1. 2026年受注見通しの策定に関し、試算作業及び意見交換を行った。

第6回 ➤ 2025.12.11(木)日工会会議室 出席7名

1. 2026年の受注見通しについて、ワーキンググループとしての試算結果をとりまとめた。

国際委員会

— 委員会 —

第1回 ➤ 2025.11.27(木)福井フェニックスホテル+WEB会議 出席45名

1. 事務局より、2025-2026年度の国際委員会組織構成案、及び活動計画案について説明があり、審議の結果、承認された。
2. 事務局より、EPAウェブサイト公開記念セミナー結果について報告があった。
3. 三菱商事テクノス(株)海外本部長兼海外事業統括部長の桐生優氏及び三菱商事(株)産業ソリューション部次長の切通良太氏を招き、「インドの成長産業に於ける設備投資見通し」と題する講演を行った。

環境安全委員会

— 幹事会 —

第1回 ➤ 2025.10.27(月)機械振興会館 出席12名

1. 2025年度第1回環境安全委員会の議事等について検討した。

— 委員会 —

第1回 ➤ 2025.10.27(月)機械振興会館+WEB会議 出席42名

1. 今期の委員会組織及び2025年度活動計画について確認した。
2. 2024年「工作機械産業の環境自主行動計画」フォローアップ結果報告があり、承認された。
3. 環境活動成果報告会の開催計画について検討した。

見本市委員会

— 企画部会 —

第2回 ➤ 2025.12.4(木)WEB会議 出席16名

1. JIMTOF2026の企画展示について、テーマ候補案を基に討議した。部会長より討議結果について幹事会で報告することとした。
2. JIMTOF2026の講演について、基調・特別講演の候補案を基に討議した。

— 幹事会 —

第1回 ➤ 2025.12.18(木)WEB会議 出席24名

1. JIMTOF2026の会員出展申込状況及び小間数調整（案）について説明した。審議の結果、異議無く承認された。
2. 企画部会長よりJIMTOF2026企画展示の検討状況について中間報告を行った。

輸出管理委員会

— 輸出管理部会 —

第4回 ➤ 2025.10.31(金)機械振興会館+WEB会議 出席23名

1. 輸出管理研修会での利用を目的として、これまでの輸出管理相談への回答記録について討議した。
2. NSGのUPR化に向けた対応について討議した。
3. Nexperia半導体の輸出規制に伴う影響の調査結果を確認した。

第5回 ➤ 2025.11.21(金)機械振興会館+WEB会議 出席23名

1. 輸出審査システム導入に関するアンケート調査結果を確認した。
2. Nexperia社の輸出滞りに伴う影響の追加調査結果を確認した。
3. NSGのUPR化に向けた対応について討議した。



2025年度第3回日工会ゴルフ会 (通算372回)

11月21日（金）、2組8名の参加を得て、通算372回ゴルフ会が静岡県「ファイブハンドレッドクラブ」にて晴天のもと開催された。競技は終始安定したプレーで回った五十嵐選手（芝浦機械）が優勝して、「今日は天気が良くコンディションも良かった。久々の優勝で嬉しい」とコメント。



坂元会長から会長杯を受け取る五十嵐選手(左側)

優 勝	五十嵐敏裕 (芝浦機械・シニアエキスパート)
準優勝	小山 章 (大日金属・会長)
第3位	佐脇 裕二 (オーエム製作・社長)
第4位	坂元 繁友 (芝浦機械・社長)
第5位	内田 安彦 (大昭和精機・専務取締役)



第372回日工会ゴルフ会 2025年11月21日(金)
ファイブハンドレッドクラブ

日工会関連行事予定表

開催日	行事	場所
2026年		
3月25日(水)～ 3月28日(土)	TMTS 2026	台湾・台中
3月26日(木)	第81回理事会	京都・グランヴィア
3月27日(金)	日工会ゴルフ会(第373回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
4月13日(月)～ 4月17日(金)	SIMTOS 2026	韓国・ソウル
4月21日(火)～ 4月25日(土)	CCMT 2026	中国・上海
5月14日(木)	第82回理事会	愛知・名古屋マリオット
5月15日(金)	日工会ゴルフ会(第374回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
6月5日(金)	第17回定期総会	東京・ニューオータニ
6月6日(土)	日工会ゴルフ会(第375回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
7月23日(木)	第83回理事会	京都・グランヴィア
7月24日(金)	日工会ゴルフ会(第376回)	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9月14日(月)～ 9月19日(土)	IMTS 2026	アメリカ・シカゴ
10月9日(金)	第84回理事会	愛知・名古屋マリオット
10月10日(土)	日工会ゴルフ会(第377回)	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
10月26日(月)～ 10月31日(土)	JIMTOF 2026	東京ビッグサイト
11月26日(木)	第85回理事会	東京・ニューオータニ
11月27日(金)	日工会ゴルフ会(第378回)	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
2027年		
1月7日(木)	2027年新年賀詞交歓会	東京・ニューオータニ

ファイブハンドレッド クラブ紹介

所在地：〒410-1116 静岡県裾野市千福953-2
電 話：055 (993) 0500
U R L : <https://www.500club.jp/>

同クラブは、富士山の裾野に位置し箱根連山を眺望できるなど、景観に恵まれている。コースはゆるやかなアンジュレーションから成り、いずれのホールも距離が十分にとられている。アウトはドッグレッグや池越えなどはあるが、アップダウンの少ないフラットなコース、インは自然の起伏を活かしたコース設計となっている。これにより、正確なショットが要求されるホールとのびのびと打てるホールとが組み合わされている。クラブ名は会員数が500名であるところから採られている。

なお、同クラブでの次回日工会ゴルフ会は、2026年6月6日(土)を予定している。



1. 表彰

・第22回/2025年超モノづくり部品大賞

【日本力（にっぽんぶらんど）賞】

Process Force Monitor (DMG森精機株)

“超”モノづくり部品大賞は、日本のモノづくりの競争力向上を支援することを目的として、産業・社会の発展に貢献する「縁の下の力持ち」的存在の部品・部材の中から、モノづくり日本会議と日刊工業新聞社が選出し表彰するもの。当会会員からDMG森精機株が日本力賞を受賞した。

・令和7年度卓越した技能者表彰

勝田 佳裕 氏 (オークマ株)

小野 武博 氏 (オークマ株)

田村 憲一 氏 (株)ミツトヨ)

去る11月10日に東京都新宿区のリーガロイヤルホテル東京にて、「令和7年度 卓越した技能者（現代の名工）」の表彰式が挙行され、当会会員から3名が表彰された。

2. 会社登録名の変更(2026年1月1日付)

(新) 住友重機械工業株

(旧) 住友重機械ファインテック株



金属工作機械統計資料

※詳しい統計資料をご希望の方は、当会ホームページまでアクセスして下さい。
URL <https://www.jmtba.or.jp/>

主要統計

	受注								生	
	総額	前年比	内需	前年比	外需	前年比	販売	受注残	台数	重量
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	台	トン	
15年	1,480,592	98.1	586,240	118.1	894,352	88.3	1,532,603	607,499	102,101	489,253
16年	1,250,003	84.4	530,545	90.5	719,458	80.4	1,280,584	522,527	67,991	374,124
17年	1,645,554	131.6	629,369	118.6	1,016,185	141.2	1,467,285	694,231	88,644	426,841
18年	1,815,771	110.3	750,343	119.2	1,065,428	104.8	1,684,768	826,197	84,803	454,619
19年	1,229,900	67.7	493,188	65.7	736,712	69.1	1,501,633	561,265	62,240	380,419
20年	901,835	73.3	324,455	65.8	577,380	78.4	1,033,616	430,794	45,569	244,973
21年	1,541,419	170.9	510,324	157.3	1,031,095	178.6	1,283,499	701,005	67,601	313,143
22年	1,759,601	114.2	603,231	118.2	1,156,370	112.1	1,568,350	896,813	70,004	375,672
23年	1,486,519	84.5	476,821	79.0	1,009,698	87.3	1,616,581	785,775	58,832	362,386
24年	1,485,109	99.9	441,538	92.6	1,043,571	103.4	1,526,187	767,825	50,449	298,113
2020年度	988,483	89.9	325,988	73.0	662,495	101.5	1,032,575	446,582	50,683	248,838
21年度	1,667,502	168.7	566,229	173.7	1,101,273	166.2	1,368,954	757,694	69,950	333,552
22年度	1,705,623	102.3	581,667	102.7	1,123,956	102.1	1,618,780	849,094	67,788	376,846
23年度	1,453,136	85.2	457,521	78.7	995,615	88.6	1,564,251	757,003	54,104	343,009
24年度	1,509,736	103.9	444,162	97.1	1,065,574	107.0	1,597,467	692,400	53,417	301,254
2023年 7-9月	363,042	83.9	120,147	76.9	242,895	87.9	388,329	816,786	13,757	89,342
10-12月	355,040	85.4	104,591	78.9	250,449	88.4	405,723	785,775	12,585	84,178
2024年 1-3月	360,818	91.5	112,403	85.3	248,415	94.6	389,590	757,003	12,481	77,736
4-6月	379,248	101.3	112,019	93.1	267,229	105.3	329,117	807,134	11,227	68,729
7-9月	360,072	99.2	109,424	91.1	250,648	103.2	399,490	767,716	12,864	74,329
10-12月	384,971	108.4	107,692	103.0	277,279	110.7	407,990	767,825	13,877	77,319
2025年 1-3月	385,445	106.8	115,027	102.3	270,418	108.9	460,870	692,400	15,449	80,877
4-6月	392,095	103.4	107,264	95.8	284,831	106.6	366,974	717,521	12,375	70,255
7-9月	387,675	107.7	110,986	101.4	276,689	110.4	371,577	732,958	12,558	76,362
2023年 4月	132,688	85.6	41,723	78.5	90,965	89.3	113,084	868,509	5,571	31,033
5月	119,523	77.9	37,807	76.4	81,716	78.7	124,804	863,228	4,769	28,057
6月	122,025	78.9	40,850	69.6	81,175	84.5	142,721	842,594	4,947	32,676
7月	114,340	80.3	39,385	75.8	74,955	82.9	118,436	838,498	4,533	29,756
8月	114,760	82.4	35,717	69.0	79,043	90.3	113,804	838,933	4,354	27,931
9月	133,942	88.8	45,045	85.9	88,897	90.3	156,089	816,786	4,872	31,663
10月	112,053	79.4	33,644	75.5	78,409	81.3	119,344	809,495	4,100	27,280
11月	115,899	86.4	32,696	71.6	83,203	94.0	128,275	797,119	4,024	26,704
12月	127,088	90.4	38,251	90.5	88,837	90.4	158,104	785,775	4,483	30,276
2024年 1月	110,960	86.0	30,603	70.5	80,357	93.8	107,998	788,737	3,781	23,384
2月	114,208	92.0	32,543	83.6	81,665	95.9	117,730	785,215	4,214	26,376
3月	135,650	96.2	49,257	99.8	86,393	94.3	163,862	757,003	4,486	27,976
4月	120,902	91.1	36,372	87.2	84,530	92.9	96,612	781,293	3,557	21,979
5月	124,530	104.2	34,837	92.1	89,693	109.8	113,085	792,738	3,709	22,723
6月	133,816	109.7	40,810	99.9	93,006	114.6	119,420	807,134	3,961	24,027
7月	123,942	108.4	35,703	90.7	88,239	117.7	117,361	813,715	4,232	24,029
8月	110,770	96.5	32,192	90.1	78,578	99.4	123,952	800,533	4,062	23,241
9月	125,360	93.6	41,529	92.2	83,831	94.3	158,177	767,716	4,570	27,059
10月	122,550	109.4	33,441	99.4	89,109	113.6	115,081	775,185	4,457	24,405
11月	119,327	103.0	34,328	105.0	84,999	102.2	124,510	770,002	4,765	26,310
12月	143,094	112.6	39,923	104.4	103,171	116.1	168,399	767,825	4,655	26,604
2025年 1月	116,146	104.7	31,996	104.6	84,150	104.7	111,314	772,657	4,761	24,825
2月	118,198	103.5	33,767	103.8	84,431	103.4	130,914	759,941	5,092	26,649
3月	151,101	111.4	49,264	100.0	101,837	117.9	218,642	692,400	5,596	29,403
4月	130,214	107.7	34,379	94.5	95,835	113.4	126,854	695,760	4,493	23,647
5月	128,718	103.4	33,016	94.8	95,702	106.7	111,352	713,126	3,868	22,134
6月	133,163	99.5	39,869	97.7	93,294	100.3	128,768	717,521	4,014	24,474
7月	128,357	103.6	35,446	99.3	92,911	105.3	120,168	725,104	4,126	26,152
8月	120,172	108.5	31,895	99.1	88,277	112.3	116,136	729,202	3,915	23,976
9月	139,146	111.0	43,645	105.1	95,501	113.9	135,273	732,958	4,517	26,234
10月	143,456	117.1	35,693	106.7	107,763	120.9	119,967	756,481	4,278	26,110
11月	137,005	114.8	31,987	93.2	105,018	123.6	133,711	759,478		

産		販 売		在 庫		輸 出		輸 入		常用従業員数 企業物価指標
金額	前年比	台数	金額	台数	重量	金額	前年比	金額	前年比	
百万円	%	台	百万円	台	トン	百万円	%	百万円	%	
1,258,087	106.1	105,147	1,310,282	11,274	38,620	932,123	96.9	91,580	117.3	25,826
1,012,810	80.5	73,443	1,058,471	9,321	35,371	666,519	71.5	78,249	85.4	26,252
1,129,823	111.6	92,174	1,181,505	9,936	33,453	786,221	118.0	72,276	92.4	26,161
1,236,790	109.5	90,160	1,297,087	9,167	31,553	881,700	112.1	90,574	125.3	27,348
1,072,452	86.7	66,288	1,118,969	9,490	33,806	735,108	83.4	85,996	94.9	27,43

業種別受注統計

(単位：百万円)

	受注総額	(内 数)		鉄鋼及び 非鉄金属	金属製品	機 械						
		NC工作機械				一般機械器具製造業			自動車製造業			
		前年 比%	前年 比%	製 造 業	製 造 業	内建設機 械製造業	内 金 型 製 造 業	内 自動車 部品製造業				
2016年計	1,250,003	84.4	1,225,768	84.5	18,154	22,804	207,113	5,433	30,778	174,853	115,986	
17年計	1,645,554	131.6	1,616,216	131.9	17,778	26,539	259,144	7,510	27,574	201,119	139,936	
18年計	1,815,771	110.3	1,783,287	110.3	24,984	35,632	297,290	12,833	28,302	248,296	165,265	
19年計	1,229,900	67.7	1,206,231	67.6	15,087	32,024	202,203	11,535	20,987	139,762	101,224	
20年計	901,835	73.3	884,770	73.3	11,265	23,498	133,112	7,013	13,283	83,437	55,580	
21年計	1,541,419	170.9	1,514,935	171.2	17,981	40,274	200,489	11,166	26,785	115,123	84,015	
22年計	1,759,601	114.2	1,727,473	114.0	19,675	50,565	243,465	13,655	34,462	134,719	92,957	
23年計	1,486,519	84.5	1,463,024	84.7	16,345	36,813	203,557	12,442	28,189	100,588	73,519	
24年計	1,485,109	99.9	1,461,592	99.9	15,172	37,200	181,041	8,449	15,761	91,025	62,400	
2023年	7-9月	363,042	83.9	355,639	83.9	4,587	9,920	49,489	2,820	6,023	26,680	19,750
	10-12月	355,040	85.4	349,641	85.6	2,776	7,010	41,036	2,523	5,116	26,103	19,047
2024年	1-3月	360,818	91.5	355,691	91.6	3,748	9,444	45,992	2,915	5,321	23,208	17,098
	4-6月	379,248	101.3	372,199	100.8	3,905	7,624	43,656	2,238	4,045	25,805	17,447
	7-9月	360,072	99.2	354,947	99.8	3,265	10,721	46,676	1,608	3,358	20,978	14,600
	10-12月	384,971	106.9	378,755	106.7	4,254	9,411	44,717	1,688	3,037	21,034	13,255
2025年	1-3月	385,445	106.8	378,749	106.5	3,602	10,718	43,542	2,804	3,316	24,891	16,197
	4-6月	392,095	103.4	386,160	103.8	2,636	9,836	46,020	3,129	3,729	16,973	10,996
	7-9月	387,675	107.7	382,331	107.7	3,994	7,968	42,999	1,696	4,165	21,208	15,160
2023年	2月	124,095	89.3	122,172	89.7	1,183	3,290	16,765	904	2,495	7,910	5,304
	3月	141,019	84.8	139,003	85.3	1,297	5,456	21,762	1,087	3,505	8,800	6,463
	4月	132,688	85.6	131,036	86.2	1,271	2,651	19,509	1,108	3,787	8,081	5,948
	5月	119,523	77.9	118,068	78.1	1,458	2,557	17,625	1,912	1,670	7,828	5,534
	6月	122,025	78.9	120,262	79.3	1,336	3,309	19,286	1,011	3,139	7,286	5,317
	7月	114,340	80.3	111,735	79.9	1,163	2,822	17,297	735	1,648	8,469	6,228
	8月	114,760	82.4	112,273	82.5	1,568	2,880	14,538	963	1,709	7,929	6,081
	9月	133,942	88.8	131,631	88.8	1,856	4,218	17,654	1,122	2,666	10,282	7,441
	10月	112,053	79.4	110,609	79.8	1,017	2,178	14,116	1,448	1,313	7,977	5,026
	11月	115,899	86.4	113,660	86.2	903	2,472	12,750	424	1,711	8,175	6,249
	12月	127,088	90.4	125,372	90.7	856	2,360	14,170	651	2,092	9,951	7,772
2024年	1月	110,960	86.0	109,042	85.7	821	2,408	12,280	1,242	2,006	7,014	5,300
	2月	114,208	92.0	112,625	92.2	711	2,288	13,934	654	1,838	6,662	4,654
	3月	135,650	96.2	134,024	96.4	2,216	4,748	19,778	1,019	1,477	9,532	7,144
	4月	120,902	91.1	117,865	89.9	1,370	2,741	12,828	1,002	1,137	8,844	6,459
	5月	124,530	104.2	122,607	103.8	919	2,049	14,360	736	1,044	7,716	5,623
	6月	133,816	109.7	131,727	109.5	1,616	2,834	16,468	500	1,864	9,245	5,365
	7月	123,942	108.4	121,993	109.2	873	3,068	15,493	365	1,060	6,370	4,099
	8月	110,770	96.5	109,510	97.5	965	2,210	14,777	611	964	7,169	5,094
	9月	125,360	93.6	123,444	93.8	1,427	5,443	16,406	632	1,334	7,439	5,407
	10月	122,550	109.4	120,582	109.0	414	3,537	13,524	467	1,151	6,826	4,487
	11月	119,327	103.0	117,388	103.3	1,643	2,823	16,119	950	1,050	5,561	3,512
	12月	143,094	112.6	140,785	112.3	2,197	3,051	15,074	271	836	8,647	5,256
2025年	1月	116,146	104.7	113,797	104.4	849	3,377	11,854	744	896	5,973	3,675
	2月	118,198	103.5	116,010	103.0	836	2,804	12,536	438	1,220	6,989	5,361
	3月	151,101	111.4	148,942	111.1	1,917	4,537	19,152	1,622	1,200	11,929	7,161
	4月	130,214	107.7	128,635	109.1	967	2,944	15,018	1,547	1,398	5,267	3,256
	5月	128,718	103.4	126,457	103.1	925	2,271	14,328	903	1,080	4,783	3,436
	6月	133,163	99.5	131,068	99.5	744	4,621	16,674	679	1,251	6,923	4,304
	7月	128,357	103.6	126,016	103.3	1,117	2,352	13,608	292	1,629	8,026	5,522
	8月	120,172	108.5	118,873	108.5	1,501	2,050	13,281	753	1,016	6,107	4,558
	9月	139,146	111.0	137,442	111.3	1,376	3,566	16,110	651	1,520	7,075	5,080
	10月	143,456	117.1	141,260	117.1	1,726	2,424	14,485	688	1,458	8,223	4,342
	11月	137,005	114.8	135,124	115.1	769	1,774	12,998	769	1,633	6,723	4,251

製 造 業						計	その他 製造業	官公需 学校	その他 部 門	商 社 代理店	内需合計	外 需							
電気機械 器 具 製 造 業	精 密 機 械 製 造 業	電 気 精 密 計	航空機・造船・ 輸送用機械																
内 航 空 機 製 造 業			内 航 空 機 製 造 業																
26,282	19,600	45,882	30,076	16,412	457,924	12,292	2,762	9,524	7,085	530,545	719,458								
37,082	25,267	62,349	23,840	11,610	546,452	16,396	3,083	11,019	8,102	629,369	1,016,185</td								

外需 国・地域別受注実績

(単位:百万円・%)

		2024年 12月		2024年 累計		2025年 1月		2月		3月		4月	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
東 ア ジ ア	韓国	2,404	179.9	29,606	118.3	2,629	106.4	3,041	171.9	2,587	131.1	3,238	102.4
	台湾	1,638	112.3	22,335	110.2	1,285	76.9	1,683	119.8	2,182	108.9	1,825	83.9
	中國	36,252	150.2	337,132	123.0	27,600	121.7	26,684	116.9	36,087	142.2	33,980	127.9
	その他	0	-	412	86.0	42	-	0	-	0	-	65	185.7
	小計	40,294	149.0	389,485	121.8	31,556	117.6	31,408	120.8	40,856	138.0	39,108	122.5
	タイ	1,273	59.9	19,062	91.5	1,057	47.0	1,125	67.5	1,200	79.1	1,267	115.0
ア ジ そ の 他 の ア ジ ア	マレーシア	609	73.1	10,024	108.9	334	33.8	634	75.1	559	56.9	969	84.2
	シンガポール	776	112.1	5,962	72.8	542	59.6	525	144.2	814	171.0	986	365.2
	フィリピン	396	241.5	2,383	133.9	370	445.8	137	39.7	149	62.6	84	56.4
	インドネシア	371	67.5	5,048	82.4	632	123.4	696	175.8	480	221.2	223	45.7
	ベトナム	2,515	222.0	21,221	203.4	1,743	171.9	1,187	71.7	1,621	137.1	851	64.9
	インド	5,057	80.1	64,219	125.6	8,387	198.1	5,388	104.4	9,821	227.5	4,744	85.5
ア ジ そ の 他 の ア ジ ア	その他	21	700.0	-188	-	178	8900.0	8	266.7	8	61.5	6	200.0
	小計	11,018	93.3	127,731	118.5	13,243	132.6	9,700	93.0	14,652	163.8	9,130	91.1
	小計	51,312	132.0	517,216	121.0	44,799	121.7	41,108	112.9	55,508	144.0	48,238	115.0
	ドイツ	2,905	74.4	41,409	73.2	3,042	83.0	3,789	91.5	3,483	85.1	3,379	98.3
	イタリア	1,960	82.0	23,977	73.0	1,508	60.8	1,644	97.0	2,740	136.2	2,356	85.1
	フランス	2,319	90.6	23,226	97.1	1,923	143.7	1,634	69.5	1,939	120.7	1,371	79.9
欧 州	中欧	1,520	90.7	16,122	88.8	851	64.9	1,262	63.6	1,487	86.5	673	54.2
	その他	2,828	94.6	35,639	92.8	2,098	51.5	2,615	86.8	2,480	70.7	2,160	64.8
	小計	11,532	85.3	140,373	82.6	9,422	73.2	10,944	83.0	12,129	93.7	9,939	79.5
	その他西欧	4,722	80.5	47,094	76.8	3,617	95.2	4,133	110.2	4,296	102.8	3,701	83.4
	うちイギリス	1,792	80.3	18,091	83.5	1,592	123.3	1,703	105.3	1,902	122.3	1,517	89.3
	うちトルコ	2,104	94.4	19,925	87.6	980	57.7	1,704	117.8	1,341	83.2	1,361	65.2
欧 州	うちスイス	485	38.5	6,387	43.0	536	66.0	575	88.1	769	103.8	626	158.1
	東欧	77	52.0	1,251	60.7	169	241.4	328	164.0	82	62.6	123	1230.0
	ロシア・その他	35	350.0	147	55.3	10	250.0	17	212.5	14	233.3	13	185.7
	小計	16,366	83.7	188,865	80.9	13,218	79.0	15,422	90.0	16,521	95.7	13,776	81.3
	アメリカ	28,936	119.9	267,287	94.8	20,768	98.7	23,026	102.0	24,703	102.1	27,226	144.1
	カナダ	1,667	82.4	19,284	97.0	1,839	105.2	1,719	122.5	593	41.0	831	38.3
北 米	メキシコ	1,374	80.1	19,671	105.3	1,551	101.7	997	60.2	1,981	76.7	3,968	243.1
	小計	31,977	114.7	306,242	95.5	24,158	99.3	25,742	100.4	27,277	96.7	32,025	141.1
	ブラジル	1,193	98.7	10,149	91.0	699	153.6	611	55.9	1,552	125.1	650	38.1
	その他	84	-	4,652	998.3	29	13.6	439	2195.0	106	392.6	177	536.4
	小計	1,277	108.8	14,801	127.4	728	109.0	1,050	94.3	1,658	130.8	827	47.6
	オーストラリア	643	118.2	7,481	92.5	701	114.7	466	78.3	611	115.1	520	163.5
中 南 米	その他	169	845.0	1,050	125.7	2	1.4	1	1.1	0	-	59	88.1
	小計	812	144.0	8,531	95.6	703	93.9	467	68.3	611	107.6	579	150.4
	中東	645	97.3	6,306	116.0	376	37.5	477	88.3	262	78.4	228	30.8
	アフリカ	782	498.1	1,610	80.5	168	305.5	165	141.0	0	-	162	265.6
	合計	103,171	116.1	1,043,571	103.4	84,150	104.7	84,431	103.4	101,837	117.9	95,835	113.4
	うちNC機	102,855	116.7	1,038,007	103.7	83,878	105.6	83,727	103.0	101,272	117.9	95,157	113.0

(注) 1. 2021年1月より、イギリスを「EU」から「その他西欧」に移行。

2. 当月または前年実績値が「マイナス」及び「0」の場合、もしくは実績値の無い場合は、前年比の表示を「-」とする。

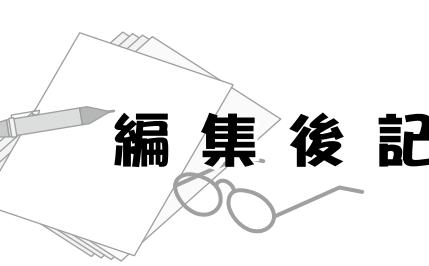
		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		2025年	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比										
2,396	80.1	1,941	81.7	1,841	82.4	2,086	54.5	2,531	123.8	4,311	151.8	2,836	187.8	29,437	108.2		
1,619	72.8	1,268	44.3	1,550	71.2	1,118	98.6	1,486	63.9	2,142	127.3	1,811	175.1	17,969	86.8		
30,954	110.6	32,177	101.5	31,954	108.3	29,324	102.8	34,283	125.0	31,791	109.6	38,128	130.0	352,962	117.3		
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	107	26.0		
34,969	105.3	35,386	95.8	35,345	104.2	32,528	96.8	38,300	120.5	38,244	114.0	42,775	134.2	400,475	114.7		
2,662	121.8	1,500	58.6	1,030	65.0	1,787	172.2	1,438	79.5	1,947	212.6	1,618	139.2	16,631	93.5		
922	84.8	670	71.8	903	80.8	925	125.0	793	254.2	1,635	181.5	525	146.2	8,869	94.2		
442	70.4	513	152.2	800	261.4	564	191.2	715	84.9	991	217.8	919	302.3	7,811	150.6		
142	125.7	152	49.5	68	111.5	105	87.5	487	130.9	386	242.8	454	1135.0	2,534	127.5		
453	241.0</																

会員名簿

(2026年1月1日現在・50音順)

会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
アイダエンジニアリング株	〒252-5181	神奈川県相模原市緑区大山町2-10	042-772-5231	042-772-0787	https://www.aida.co.jp
(株)アマダ	〒259-1196	神奈川県伊勢原市石田200	0463-96-1111	0463-94-9781	https://www.amada.co.jp
イグス株	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル	03-5819-2030	03-5819-2055	https://www.igus.co.jp
(株)池貝	〒311-3501	茨城県行方市芹沢920-52	0299-55-3111	0299-55-3119	http://www.ikegai.co.jp/
(株)イwashita	〒910-2175	福井市円成寺町1-6	0776-41-0666	0776-41-3715	https://www.iwashita-net.com
(株)エグロ	〒394-0043	長野県岡谷市御倉町8-14	0266-23-5511	0266-22-6071	http://www.eguro.co.jp
エヌ・エス・エス株	〒947-0035	新潟県小千谷市桜町2379-1	0258-82-2255	0258-82-5382	https://e-nss.com
(株)エレニックス	〒252-0002	神奈川県座間市小松原2-26-18	046-255-8188	046-255-8103	http://www.elenix.co.jp
エンシュウ株	〒432-8522	静岡県浜松市中央区高塚町4888	053-447-2111	053-448-6718	https://www.enshu.co.jp
(株)オーエム製作所	〒532-0003	大阪市淀川区宮原3-5-24 新大阪第一生命ビル8階	06-6350-1200	06-6350-1220	https://www.omlt.co.jp
(株)大垣鉄工所	〒501-0473	岐阜県本巣市温井243-1	058-324-8811	058-320-0008	http://www.ogaki-tekkousyo.co.jp
オーケマ株	〒480-0193	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1	0587-95-7823	0587-95-4091	https://www.okuma.co.jp
大島機工株	〒689-1121	鳥取市南栄町19	0857-53-4611	0857-53-4614	http://www.ohotori-kiko.co.jp
(株)大宮マシナリー	〒363-0002	埼玉県桶川市赤堀1-25	048-729-1951	048-729-1950	http://www.ohmiya-machinery.co.jp
(株)岡本工作機械製作所	〒379-0135	群馬県安中市郷原2993	027-385-5800	027-385-5880	https://www.okamoto.co.jp
小川鉄工株	〒731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-30	0826-42-4290	0826-42-4249	https://www.ogawa-iw.com
(株)カシフジ	〒601-8131	京都市南区上鳥羽鴨田町6	075-691-9171	075-661-5270	http://www.kashifufji.co.jp
(株)唐津プレシジョン	〒108-0073	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル	03-3451-6861	03-3451-6862	https://www.karats.co.jp
(株)神崎高級工機製作所	〒661-0981	兵庫県尼崎市猪名寺2-18-1	06-6491-7106	06-6494-6842	https://www.kanzaki.co.jp
キタムラ機械株	〒939-1192	富山県高岡市戸出町1870	0766-63-1100	0766-63-1128	https://www.kitamura-machinery.co.jp
共和産業株	〒370-0015	群馬県高崎市島野町890	027-352-1631	027-352-8041	https://www.kyowa-industrial.jp
(株)キリウ	〒326-0142	栃木県足利市小俣南町2	0284-62-2321	0270-40-0664	https://www.kiriu.co.jp
(株)紀和マシナリー	〒518-0752	三重県名張市蔵持町原出522-51	0595-64-4758	0595-64-7529	https://www.kiwa-mc.co.jp
グランドフォスボンブ株	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-2-3	053-128-4760	053-428-5005	https://jp.grundfos.com
(株)クロイツ	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町陣戸池102-7	0566-22-5263	0566-25-3339	https://www.kreuz.jp
黒田精工株	〒212-8560	神奈川県川崎市幸区瀬戸町580-16 川崎テックセンター	044-555-3860	044-555-7216	https://www.kuroda-precision.co.jp
小池酸素工業株	〒267-0056	千葉市緑区大野台1-9-3	043-226-5511	043-239-2141	https://www.koike-japan.com/home
コマツNTC株	〒939-1595	富山県南砺市福野100	0763-22-2161	0763-22-2743	https://ntc.komatsu/jp/
(株)コンドウ	〒442-0846	愛知県豊川市森6-98	0533-88-8200	0533-88-8206	http://www.gr-kondo.jp
(株)サイダ・UMS	〒425-0054	静岡県焼津市一色143-10	054-624-6155	054-624-2307	https://www.saidagroup.jp/ums
株桜井製作所	〒431-3124	静岡県浜松市中央区半田町720	053-432-1711	053-433-6115	https://www.sakurai-net.co.jp
(株)サワリエンジニアリング	〒437-1622	静岡県御前崎市白羽5516-25	0548-63-4752	0548-63-5551	https://www.sawairi-eng.co.jp
(株)C&Gシステムズ	〒140-0002	東京都品川区東品川2-24天王洲セントラルタワー	03-6864-0777	03-6864-0778	https://www.cgsys.co.jp
(株)シーイーシー	〒150-0022	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル8F	03-5789-2441	03-5789-2586	https://www.cec-ltd.co.jp
シーメンス株	〒141-8644	東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー	03-3493-7411	03-3493-7422	https://new.siemens.com/jp/ja.html
(株)ジェイテクト	〒448-8652	愛知県刈谷市朝日町1-1	0566-25-7211	0566-25-7311	https://www.jtekt.co.jp
(株)ジェイテクノロジ	〒444-3594	愛知県岡崎市舞木町字城山1-54	0564-48-5311	0564-48-6156	https://www.tools.jtekt.co.jp
(株)ジェイテクトハイテック	〒104-0061	東京都中央区銀座7-11-15 東京ジェイテクトビル3階	03-4226-8109	03-4226-8110	https://www.hightech.jtekt.co.jp
(株)ジェイテクトマシンシステム	〒581-0091	大阪府八尾市南植松町2-34	072-922-7881	072-991-6518	https://www.machinet.jtekt.co.jp
ジェーピーエムエンジニアリング	〒578-0965	大阪府東大阪市本庄西2-6-23	06-6744-7331	06-6744-7431	https://www.jbm.co.jp
(株)シギヤ精機製作所	〒721-8575	広島県福山市箕島町5378	084-953-6631	084-954-2574	https://www.shigiyagi.co.jp
株静岡鐵工所	〒421-1222	静岡市葵区産女1022	054-278-3451	054-278-3452	http://www.shizukatekko.co.jp
シチズンマシナリー株	〒389-0206	長野県北佐久郡御代田町御代田4107-6	0267-32-5900	0267-32-5903	https://cmj.citizen.co.jp
SYNOVA JAPAN株	〒152-0031	東京都目黒区中根2-10-4	03-3725-6778	03-3725-6779	https://www.synova.ch/jp
芝浦機械株	〒410-8510	静岡県沼津市大岡2068-3	055-926-5180	055-925-6520	https://www.shibaura-machine.co.jp/
(株)シマダマシンツール	〒441-0304	愛知県豊川市御津町佐脇浜3-1-18	0533-76-3381	0533-76-3386	http://www.smd.co.jp
新日本工機株	〒590-0157	大阪府堺市南区高尾2-500-1	072-271-1201	072-273-5594	https://www.snkc.co.jp
スター精密株	〒422-8654	静岡市駿河区中吉田20-10	054-263-1111	054-263-1057	https://star-m.jp/
住友重機械工業株	〒713-8501	岡山県倉敷市玉島乙島8230	086-525-6281	086-525-6255	https://www.shi.co.jp/index.html
住友精密工業株	〒448-0857	愛知県刈谷市大手町2-29N0ビル4F	0566-27-2350	06-6489-5902	https://www.spp.co.jp
西部電機株	〒811-3193	福岡県古賀市駅東3-3-1	092-941-1500	092-941-1511	https://www.seibudenki.co.jp
清和ジーテック株	〒699-0624	島根県出雲市斐川町2139-5	0853-72-0306	0853-72-0343	http://www.segtac.jp
(株)ゼネット	〒160-0022	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新宿ビル	03-3357-3044	03-3354-6144	https://www.genetec.co.jp
(株)そうぎょう	〒496-0833	愛知県津島市常盤町3-1-5	0567-22-0191	0567-22-0192	https://sogyo.co.jp
(株)ソディック	〒224-8522	横浜市都筑区仲町台3-12-1	045-942-3111	045-943-7880	https://www.sodick.co.jp
(株)ソフィックス	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル	050-3823-3823	045-474-0068	http://www.sofix.co.jp
大昭和精機株	〒579-8013	大阪府東大阪市西石切町3-39	072-982-2312	072-980-2231	https://www.big-daishowa.co.jp

会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
大日金属工業株	〒660-0892	兵庫県尼崎市東難波町5-27-1	06-6401-1841	06-6401-1842	http://www.dainichikinzoku.co.jp
高松機械工業株	〒924-8558	石川県白山市旭丘1-8	076-274-0123	076-274-8530	https://www.takamaz.co.jp
(株)TAKISAWA	〒701-0164	岡山市北区撫川I983	086-293-6111	086-293-5571	https://www.takisawa.co.jp
(株)武田機械	〒918-8188	福井市三尾野町1-1-1	0776-33-0043	0776-33-3343	http://www.takeda-kikai.co.jp
(株)ツガミ	〒103-0012	東京都中央区日本橋浜町12-20 日本橋T&Dビル	03-3808-1711	03-3808-1511	https://www.tsugami.co.jp
津根精機株	〒939-2613	富山市婦中町高附852 婦中機械工業センター	076-469-3330	076-469-5244	https://www.tsune.co.jp
DMG森精機株	〒450-0002	名古屋市中村区名駅2-35-16	052-587-1811	052-587-1818	https://www.dmgmori.co.jp
(株)テクトラージ	〒222-0036	横浜市港北区小机町1521-5	045-530-5941	045-530-5942	https://www.techtrage.co.jp
テラル株	〒720-0003	広島県福山市御幸町森脇230	084-955-1111	084-955-5777	https://www.teral.net
(株)東京精機工作所	〒144-0044	東京都大田区本羽田2-6-1	03-3744-0809	03-3743-1560	https://www.k-tsks.co.jp
東洋精機工業株	〒391-8585	長野県茅野市宮川2715	0266-72-4135	0266-73-2872	http://www.toyosk.com
トヨーエイテック株	〒734-8501	広島市南区宇品東5-3-38	082-252-5212	082-256-0264	https://www.toyo-at.co.jp
中村留精密工業株	〒920-2195	石川県白山市熱野町口-15	076-273-1111	076-273-4801	https://www.nakamura-tome.co.jp
(株)ニイガタマシンテクノ	〒950-0821	新潟市東区岡山1300	025-274-5121	025-271-5827	https://www.n-mtec.com
(株)西田機械工作所	〒596-0817	大阪府岸和田市岸和田の丘町3-3-50	072-479-5161	072-479-5162	https://www.nishida-machine.co.jp
(株)日進機械製作所	〒431-3195	静岡県浜松市中央区有玉西町300	053-471-9151	053-471-1289	http://www.nissin-cg.co.jp



編集後記

★ 本年2026年は大きなスポーツ大会が目白押しです。

まずは2月6日から22日まで、イタリアにてミラノ・コルティナ冬季オリンピックが開催されます。日本勢は、フィギュアスケートや、スノーボードを中心に、多くのメダル獲得が有力視されています。

続く3月5日から17日にかけては、野球のWBC（ワールド・ベースボール・クラシック）が行われます。連覇が期待される日本代表は、大谷翔平選手ら主要メンバーの出場が既に話題となっています。日本代表の予選は東京ドームで行われますが、チケットは即日完売だそうです。

そして6月11日から7月19日には、サッカーワールドカップ北中米大会が幕を開けます。本大会を前に、主力選手のけがが続出しており、コンディションが心配されますが、今大会はベスト16を突破できるのでしょうか。日本代表の初戦・オランダ戦は、6月15日午前5時（日本時間）からキックオフです。

いずれの大会も欧米が舞台となるため、日本での観戦は深夜から早朝に及ぶことが予想されます。熱戦が期待されますが、その分寝不足な日々が続きそうです。（F.M）

★ 本稿、年末の寄稿。毎年の事ながら、年末となると、誰でも今年がどんな年だったか、来年はどんな年にしたいか、といった事を思うのではないだろうか。スポーツ界、野球でいえば、2025年は日本人選手が活躍した「ワールドシリーズ」を多くの人が観ていたのでは。一方、日本の野球界は交流戦や日本シリーズの結果からすると、相変わらずパリーグ強し、セリーグ弱いという印象。さらにその中にあって、小職がひいきのチームは4月の開幕時から勝率5割ラインを常に下から見上げたまま今年も1年が終わった。Aクラス入りは過去13年で1度だけ、という体たらく。失敗、敗北から何かを学び、改善して成果を上げて結果を出していく、というのが普通の流れなのだが、こうも低迷期間が長期化していると何とも気分が滅入ってしまう。来年はどうなることやら。多くを期待すべきではない、ということか。そういえば、とある朝ドラの番組、漫画家志望の若者と彼を取り巻く周囲の人のやり取りの一場面で、「絶望の隣には希望がある」、「いや、希望ではなく絶望の二丁目があるかもしれんぞ」というのがあった。カラ元気でもいい、あえて一言申し上げねば。来年こそは、その二丁目方面から脱出するぞ、という気概が大事。ネガティブ思考では何事も成し得ない。（H.S）

禁無断転載

工作機械

No.281 1月号 2026年1月30日発行

編集発行人 柚原一夫

発行所 一般社団法人 日本工作機械工業会

東京都港区芝公園3-5-8 〒105-0011

TEL. 03(3434)3961

FAX. 03(3434)3763

URL <https://www.jmtba.or.jp>